



1992

Vol.5

平成4年10月27日発行

# 産廃あいち



社団法人 愛知県産業廃棄物協会

本号の用紙は再生紙を使用しています。



# サムシング、地球。

人に、大地に、環境にやさしい産廃を創造。

今年は、アースイヤー「地球の年」です。

環境創造は、豊かさを支える大切な要。

当社は、産業廃棄物処理をとりまく総合事業で  
環境保全に挑んでいます。

## 産業廃棄物処理事業

収 集  
運 搬

中間処理

最終処分

■許可 愛知県・名古屋市・岐阜県・三重県・滋賀県・静岡県

株式会社 シミズ

名古屋市南区神松町3丁目5番地6  
TEL (052) 612-1490 FAX (052) 614-3721

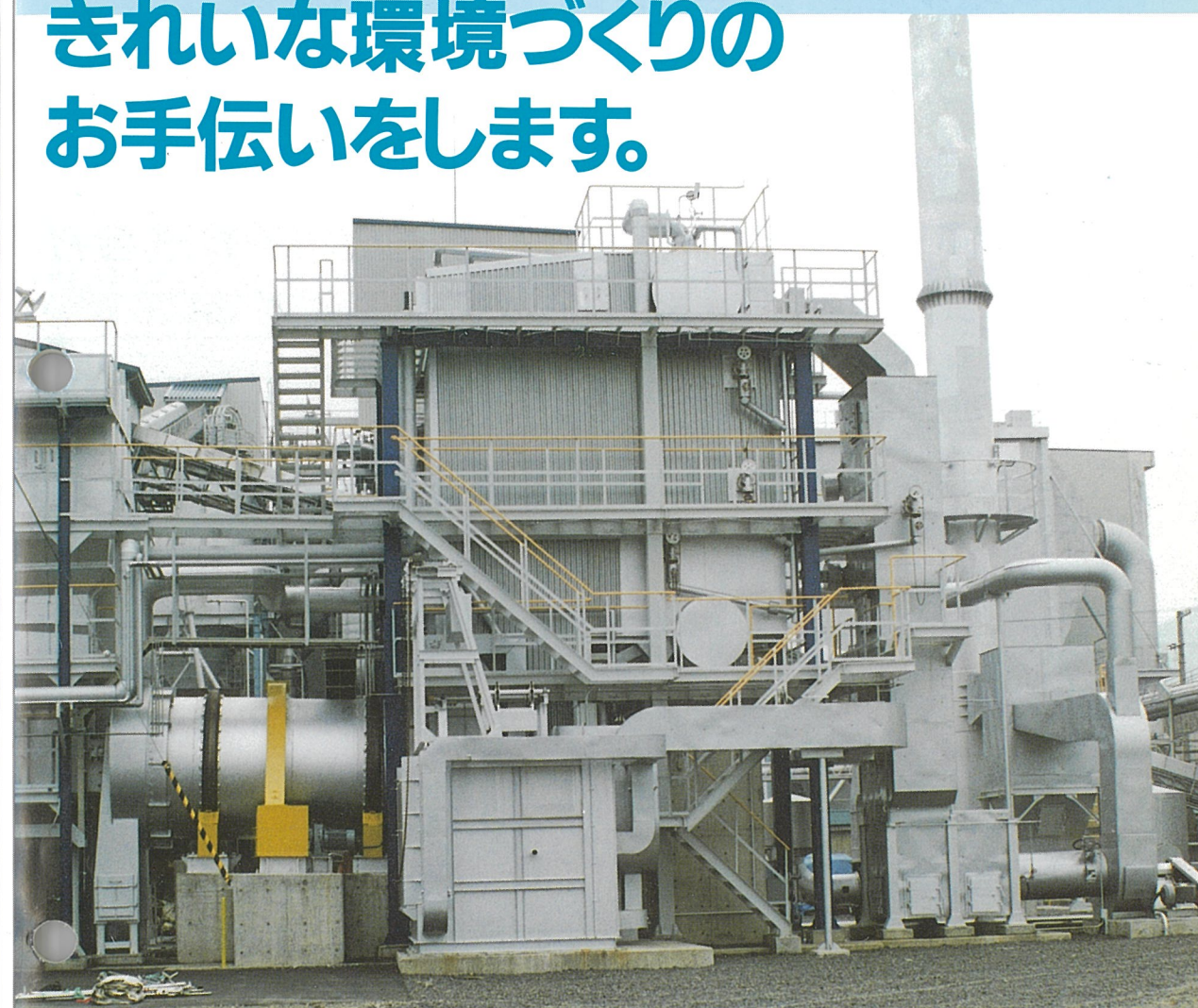
江洲産商株式会社

名古屋市南区元塩町1丁目31番地  
TEL (052) 613-0811

システムエンジニアリングのKONDOが

# 最新のテクノロジーで きれいな環境づくりの お手伝いをします。

**KONDO**  
PLANT ENGINEERING



組合せにより最適なプラントをプランニングして  
製作施工まで一貫態勢でお届けします

## 焼却炉のタイプ

固定炉床式  
移床ストーカー式  
ロータリー式  
揺動ストーカー式

## 廃熱利用

廃熱蒸気ボイラ  
廃熱発電ボイラ

## 焼却物

雑 芥 廃 液  
高 分 子 建築廃材  
汚 泥 廃タイヤ

通産省 電事法溶接方法認可工場 労働省 ボイラー製造許可工場

**近藤設備設計株式会社**

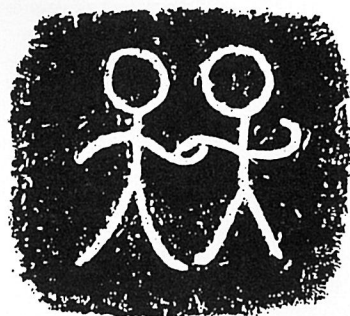
本社・工場 愛知県小牧市大字大草字太良3374番地 〒485

TEL (0568) 79-3511・FAX (0568) 79-6810

大阪営業所 大阪市淀川区西中島7丁目1番3号チサン第8新大阪405 〒532

TEL (06) 306-5761・FAX (06) 306-5762





中国雲南省に住むモノ族が、現在も使用している象形文字。「友だち」を表わす。

人間は伝えたいこと、たくさん。

## 佐川印刷株式会社

本社 京都府向日市森本町戌支5番地の3 〒617  
名古屋支店 名古屋市熱田区五本松町11番地2号西高蔵ビル2F  
TEL (052) 671-5231 (代表) FAX (052) 671-5234 〒456



## 愛知日野自動車株式会社

名古屋市瑞穂区神穂町7番1号  
TEL (052) 824-5311 (総務) 824-5316 (営業)



ゆたかな明日へ  
明治生命



これからの愛情表現  
**新夫婦保険**  
ウェルシー&ハーティー



造見政孝



たいせつな集いを安心して  
おまかせいただけます。

お座敷宴会など

セミナー、各種パーティーや

当ホテルは、総会、講演会、

温かいこころ配りのサービス……。

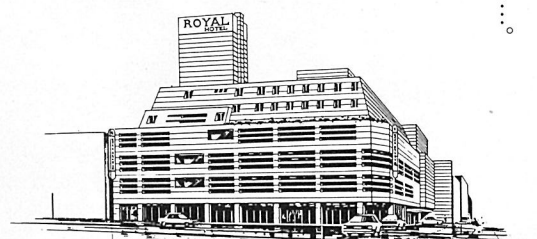
名古屋・栄都心のホテル。  
ゆとりある落ち着いた和洋会場。  
ご満足いただける定評のお料理、



宿泊、総会  
セミナー、ご宴会  
お食事



政府登録国際観光ホテル  
**ロイヤルホテル 弁天閣**  
〒460 名古屋市中区栄四丁目2-18 (中日ビル東100m)  
☎(052) 251-5211 (代)



# 焼却炉の総合コンサルタント

- 焼却炉の能力不足
- 焼却炉の不完全燃焼
- 焼却炉の灰処理
- 有害ガス、ばいじんの除去
- 粉じんの処理
- ミスト対策、白煙の防止
- 洗浄、排水の処理…etc

熱設備  
の悩みを  
解決

43年にわたり熱設備専門の  
コンサルタントとして  
熱に関するトラブルを  
理論的に解決します。

**原機械設計事務所**  
名古屋市天白区横町301 〒468  
TEL (052) 803-6539

会 席 料 理

**料亭大森**

TEL 522-8331~3

お食事一品料理  
大森の店

**しろ河**

TEL 524-1415

(有) 大 森 〒451 名古屋市西区城西4丁目30-3



**環境保全に全力投球**

廃棄物収集・運搬から一般区域自動車運送事業まで  
お気軽にご用命ください。

安心と信頼のエキスパート——MITSUFUJI

株式会社 **ミツフジ**

〒455 愛知県名古屋市港区入船2-2-14  
☎(052) 661-5550 (代) FAX (052) 661-7333  
☎(052) 653-3366 (産廃部門)



21世紀へ、次世代へ、  
クリーンで快適な環境づくり。  
ヒューマンな未来を  
創ります。



この美しい地球を、尊い生命を、  
子供たちの未来を環境破壊から守りたい。  
廃棄物処理と環境保全に取り組んで30年。  
私たちは、いま素敵を明日へつなぐアンカーマン。  
住みやすいクリーン環境づくりにベストを尽します。  
アメニティーを超えて未来へ。

有限会社  
**名古屋清掃**

小さなGOMIから大きなGOMIまで  
**052821-5353**  
FAX (052)821-8060

本社 〒467 名古屋市瑞穂区神穂町5番49号  
(052) 821-5353  
東営業所 (052) 895-5353  
西営業所 (052) 409-5353  
甚目寺営業所 (052) 443-5353  
南陽営業所 (052) 303-5353

**名古屋リサイクル 株式会社**

〒467 名古屋市瑞穂区荒崎町5番14号

TEL (052)824-021  
FAX (052)821-185

**株式会社 名古屋アートギャラリー**

〒467 名古屋市瑞穂区弥富通1-38  
シティーマンション新瑞東2F

TEL (052)834-777  
FAX (052)834-888

ル・マン 出場 女性レーサー 吉川とみ子 後援会事務所

〒467 名古屋市瑞穂区弥富通1-38  
シティーマンション新瑞東2F

TEL (052)834-888

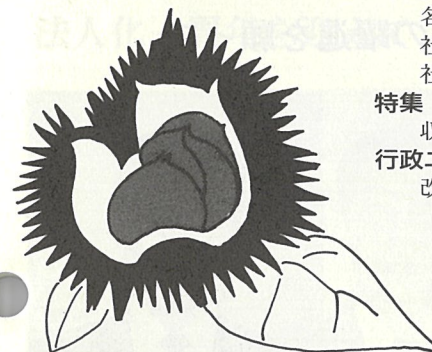


SANPAI AICHI

**産廃あいち**

1992 Vol.5

## INDEX



|                        |                                      |    |
|------------------------|--------------------------------------|----|
| <b>巻頭言</b>             | 発行1周年を迎えた「産廃あいち」に寄せて                 |    |
|                        | 愛知県環境部廃棄物対策監兼環境整備課課長 芳村参男            | 2  |
|                        | 名古屋市環境事務局事業部廃棄物指導課課長 藤下克司            |    |
|                        | 社団法人全国産業廃棄物連合会会長 太田忠雄                | 3  |
|                        | 社団法人愛知県産業廃棄物協会会長 清水善一                |    |
| <b>特集</b>              | 収集運搬業者座談会                            |    |
|                        | 収集運搬業の未来を探る                          | 4  |
| <b>行政ニュース</b>          | 改正廃棄物処理法及び同政省令に関する質疑応答               |    |
|                        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について              |    |
|                        | 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課                   | 13 |
|                        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する廃棄物の         |    |
|                        | 収集、運搬、処分等の基準について                     |    |
|                        | 環境庁水質保全企画課                           |    |
|                        | 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課                   | 22 |
| <b>協会ニュース</b>          | 改正廃棄物処理法の政省令の概要(産廃関係のみ)              | 25 |
|                        | ウェステック'92開催/廃棄物処理・再資源化展を見て           | 28 |
| <b>青年部会ニュース</b>        | 神戸研修旅行報告                             | 30 |
| <b>トピックス</b>           | 産業廃棄物海外事情                            |    |
|                        | 埋立地を植物園に再開発(ロサンゼルス)                  | 34 |
| <b>こんにちは会社訪問記</b>      | 有限会社三洋サービス                           | 36 |
|                        | 中部環境整備車輛販売株式会社                       | 37 |
|                        | ミナミ産業株式会社                            | 38 |
|                        | 株式会社DAITO                            | 39 |
|                        | マルサ建運株式会社                            | 40 |
|                        | 有限会社明輝クリーナー                          | 41 |
| <b>産業廃棄物処理現場最新レポート</b> | ハーマシール工法新工場完成 株式会社東伸サービス             | 42 |
|                        | 新設大型焼却炉稼働 豊田ケミカルエンジニアリング株式会社         | 43 |
| <b>私の健康法</b>           | (株)上野清掃社/代表取締役 新井武雄                  | 44 |
|                        | エイト環境(株)/代表取締役 鈴木利和、(株)エバ 代表取締役 江場康雄 |    |
|                        | 大府衛生(株)/代表取締役 相木邦昭、                  |    |
|                        | 岡田建設(株)/代表取締役 岡田 洋、(株)森田商店/取締役 五箇 始  |    |
| <b>法律相談</b>            | 手形・小切手を紛失した場合の措置 弁護士 楠田堯爾            | 45 |
| <b>中部圏協会だより</b>        | 中部圏産業廃棄物対策協議会                        | 46 |
| <b>事務局だより</b>          | 理事会報告                                | 47 |
|                        | 委員会報告                                | 47 |
|                        | 新規正会員                                | 50 |
| <b>編集後記</b>            |                                      | 52 |

### 表紙のイメージメッセージ

#### "KAOのオブジェ"

金属のゴミの山から、数多くの興味深い型の  
金属片たちと出会う。それらは、いつの間  
にか僕のイメージの中で歪められ、組み合わ  
され、もつれ合いながらKAOのオブジェと昇華  
する。そして……不用の金属たちは、僕の作  
品として、新しい生命を得る。

作者/瀬尾 貢 美術文化協会委員

#### (瀬尾 貢の略歴)

1949年 名古屋に生まれる。 1984年 '84中部総合美術展(名古屋タイムズ)  
1972年 第28回現代美術家協会展に出品。 に招待出品。'90まで毎年出品。  
32回展まで出品。(東京都美術館) (愛知県美術館)  
1977年 第37回美術文化展に出品。 1988年 第49回美術文化展にて会員となる。  
(東京都美術館) (東京都美術館)  
1983年 第32回中部美術文化展にて集中発表。 1989年 瀬尾貢新作展 (C・B・Cギャラリー)  
新作16点の大作。(愛知県美術館) 1991年 瀬尾貢新作展 (C・B・Cギャラリー)  
その他、個展、グループ展に多数出品。受賞は、奨励賞、中日賞など9回。



# 発刊1周年を迎えた「産廃あいち」に寄せて

## 「産廃あいち」発刊一周年を迎えて



愛知県環境部廃棄物対策監兼環境整備課  
課長 芳村 参男

「産廃あいち」発刊一周年おめでとうございます。日頃は、産業廃棄物行政に格別の御理解と御協力を賜っていることに対しまして御礼申しあげます。さて、「産廃あいち」は、(社)愛知県産業廃棄物協会の機関誌として、廃棄物処理法の改正の動向や行政の施策、業界の適正処理に対する取組等産業廃棄物に関する情報をタイムリーに紹介されており、毎号楽しく読ませていただいております。産業廃棄物の量の増大、質の多様化の現状に対し、地球資源の保護、地球環境の保全が叫ばれるとともに、廃棄物処理法が改正・施行されました今、その減量化・再生の推進、適正処理の確保は、行政のみならず皆様方におかれましても、重要な課題となって参りました。こうした折に、貴機関誌の果たす役割は、貴業界と行政等のネットワークづくりに役立つとともに、県民の期待にも答えるものとして、誠に有意義であると思っております。今後とも、「産廃あいち」が産業廃棄物の適正処理に向けての情報発信基地として、貴業界に多大な貢献をされることを祈念しまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

## 2周年の躍進を願って



名古屋市環境事業局事業部廃棄物指導課  
課長 藤下 克司

(社)愛知県産業廃棄物協会及び会員の皆様には、平素より産業廃棄物処理を通じ、廃棄物処理行政にご協力いただいておりますことを厚くお礼申しあげます。

貴協会におかれましては、昨年7月の発足以来、各種の講習会・研修会の開催、本誌を初めとする広報活動、会員の福利厚生事業と積極的に事業を展開され、業界の発展に寄与して来られましたことに敬意を表します。

先般、新廃棄物処理法が施行されましたが、その中でも処理業者の果たす役割はますます大きく、処理の主役であることには変わりがない一方、資質の向上及び適正処理の受け皿としての十分な経営基盤が求められていると思います。

こういう状況下にあって、貴協会には、公益法人としての社会的責務を自覚され、業者の社会的地位の向上と事業の安定化を図る等、適正処理推進の原動力となって処理業界の発展により一層努められることを期待するものであります。

終わりに、貴協会のますますの御発展と、会員各位のご健勝をお祈りいたします。

## 法人化一周年を迎えて



社団法人全国産業廃棄物連合会  
会長 太田 忠雄

貴協会が社団法人の認可を受けられて満一年を迎えましたこと、誠に御同慶に耐えません。

廃棄物の状況は、その時代の社会的経済構造を忠実に映し出し、時代とともに廃棄物問題が複雑・多様化して参り、最近における産業廃棄物の大規模かつ悪質な不法投棄事件の続発と排出量の異常なほどの増加が契機となり、世論の高まりの末、昨年10月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正が20年振りになされました。排出抑制や再生利用を促進すること、有害性のあるものを特別管理廃棄物として他より厳しい管理下で処理すること、厚生大臣が指定する廃棄物処理センターにおいて産業廃棄物や処理困難な一般廃棄物の広域処理を進めるなど新しい内容を盛り込んだ極めて広範にわたる法改正でありました。この法的枠組に具体的肉付けをするための政省会も本年7月4日施行になりました。これらを円滑に適正な運用をするためには行政・排出企業・処理業者が三位一体となり力を傾注しなくてはなりません。産業廃棄物処理業界の資質の向上体質の改善に努め確固たる社会的地位を確保するため一層の御活躍を願ひしてやみません。最後に貴協会の今後益々の御発展と会員皆様方の益々の御繁栄と御健勝をお祈り申し上げます。

## 発刊一周年を迎えて

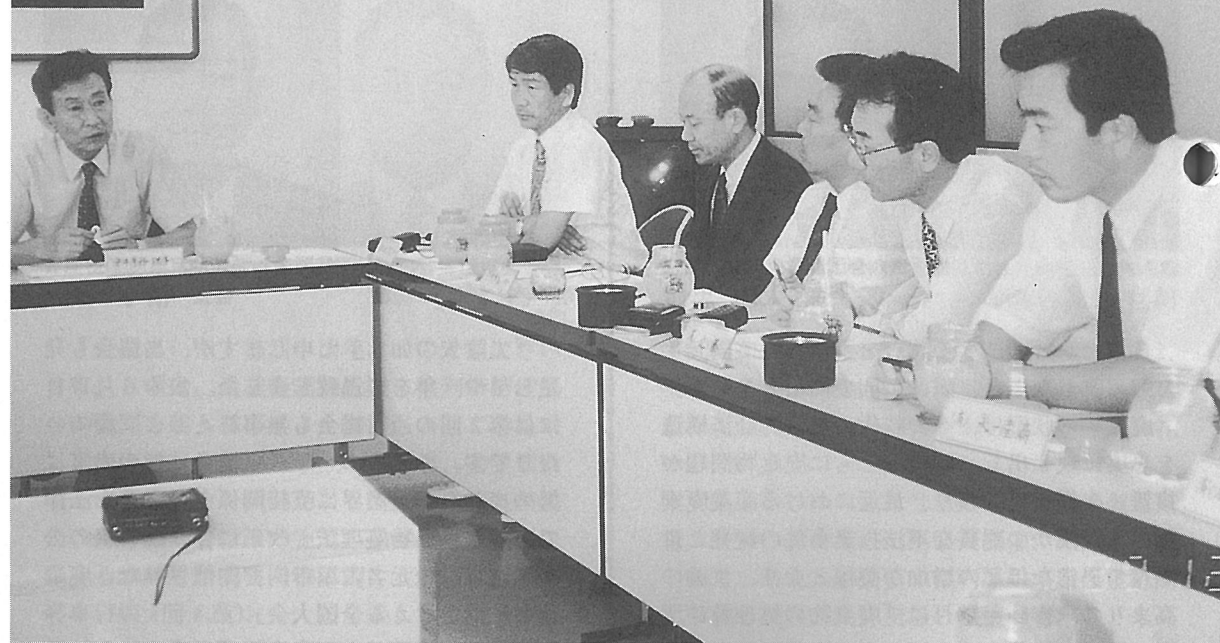


社団法人愛知県産業廃棄物協会  
会長 清水 善一

「光陰矢の如し」と申しますが、当協会も発足し早や一年を経過致しました。去る6月17日には第2回の通常総会も無事終え、ご同慶のいたります。さてこの一年は当協会基盤の充実に努めましたが、業界に直接関係する重要な法律である「廃棄物処理法」改正に伴う政省会の公布、施行又地元名古屋市内で開催された「廃棄物と生活を考える全国大会」(第4回)の行事等極めて多事多端であり、会報「産廃あいち」発刊については、当協会広報、編集委員会の努力の結晶であり、敬意を表するものであります。私共が扱う産業廃棄物の適正処理の推進が環境の保全を図り、ひいては県民福祉の向上に寄与することにつながることから、私共協会員決意を新らたに自律自戒し、一層の努力精進に努めたいと存じます。なお会報が私共会員唯一の情報提供の場でもありますので、今後共親しみ易く、信頼される会報でありたいと願ひし、会員各位の積極的、建設的なご意見、ご要望等事務局あて寄稿されることを要望するものであります。



# 『収集運搬業の未来を探る』



産業廃棄物処理を抜本的に見直した改正廃掃法が施行されて早や3ヵ月。特別管理産業廃棄物、二者契約、排出者責任の明確化等々、従来よりも規制が強化された面が随所に見うけられます。

今回は、収集運搬業を行っておられる協会会員の方々にお集りいただき、法改正を踏まえた上で、今後の収集運搬業の進むべき方向性、問題点をそれぞれに提起し、活発に議論していただきました。

出席者

|                |                     |               |
|----------------|---------------------|---------------|
| 新井 栄済／(株)上野清掃社 | 近藤 裕秋／(有)近藤         | 永井 良一／(有)永一産商 |
| 稲垣 順一／(有)名古屋清掃 | 佐藤 友保・西山 由則／(株)ミツフジ | 西山 幸光／(有)西山商店 |
| 浦田恵美子／マルサ建運(株) | 高木 昇／誠美社工業(株)       | 南野 昇／ミナミ産業(株) |
|                |                     | 安井 孝／専務理事(司会) |

## プラス付加価値のあるサービスを

——最初に、事業概要と現在抱えている問題点についてお話ししていただきたいと思います。



南野 昇／ミナミ産業(株)

南野 西春日井郡師勝町で、廃棄物処理業を中心に事業系一般廃棄物、市町村の委託事業、その他廃棄物処理に関連する業務を8種類程やっています。1つの事業をスムーズに展開していくには、関連する業務を全部クリアしていないといい仕事はできないと思います。また、系列会社として、消毒業務や台風等の災害後の伝染病予防、住宅の白蟻防除なども経営しています。また、これからは廃棄物処理業にとって激動の時代が来ると予測されます。しかし、激動の時ほど平常時に比べて飛躍ができる、というのが私の持論です。楽しみながら仕事に取り組んでいきたいと思っています。

新井 東海市において産業廃棄物、一般廃棄物の処理を行っています。今後は、産業廃棄物の処理方法が一層難しくなっていくはずですが、処分場の不足問題、処理コストの高騰など、迅速に対応できるよう企業努力を続けています。

西山幸 名古屋市南区で業を営んでいます。当社は、名古屋市から許可をいただいている一般廃棄物、産業廃棄物処理が主力です。産業廃棄物は、愛知県と三重県でも許可を取得、また、市町村の委託事業も行っています。いま、当社で問題となっているのは、リサイクル業者の確保ができないということです。リサイクル法の施行とともに、従来、廃棄物として出していたものをリサイクルに回して欲しいという要望がたいへん強くなりました。リサイクルを積極的に推進したいという企業が増えたことは大変けっこうなんです。現状としてそれを持っていく先がないのです。特に、

家電関係の大型冷蔵庫などは、民間の最終処分場からも将来的に困るからダメと言われたり。排出事業者からはリサイクルをしてくれ、と急かされるし。当社が受け入れ先を求めて走り回っても、場所がないんです。私としては、産業廃棄物の処分場とリサイクル施設なりを協会で探していただくか、事業をバックアップするなりして欲しいですね。理想としては、協会の共同事業という形でやっていただければ最高なんです。

浦田 当社は名古屋市緑区にあり、愛知県、名古屋市、岐阜県、岐阜市、三重県の許可をいただいています。最終処分場は足かけ3年経過し、次の処分場確保に全力を上げています。現在、焼却炉の工事にも着工しています。これからは、収集運搬だけで生きのびていこうと思うと、よほど資金力を持っている企業か特殊なものを取扱っていないと、やっていくのが非常に厳しいと思います。

当社のお客様の90%は建設業界の企業ですが、ひとつの問題点として、新築の工事現場から出る廃棄物の中には、法律をよく勉強していないと、あいまいに処理され易いものが多いということです。安定5品目とはいえ、法律の判断と受け入れ先の処分場の判断の食い違いが非常に大きい。建設廃材を例に取ると、新築工事現場から出た廃棄物はガラスくず及び陶磁器くずになるものがあります。しかし、それが処分場で受け入れる時には、仮にそれが泥まみれになっていた場合は、何が一般廃棄物扱いで、何が産業廃棄物扱いなのかという判断がつかず、全て建設廃材で処理したりすることがあります。これについては早急に適正な処理法の考案が望まれます。

最大の問題は、いま非常にダンピングが多いということです。基本料金そのものが、処分場の処理単価が決まっているにも係らず、基本コスト以



浦田恵美子／マルサ建運(株)

下の代金で処理を行う業者がたくさんあります。協会には、収集運搬業者が、ただ収支が合えばよいわけではなく、安定した経営が成り立つ会社に育つようダンピング業者の仕事内容を吟味して、よく指導していただきたいと願っております。



——貴重なご意見どうもありがとうございました。建設廃材の問題点等は、のちほどまた議論したいと思います。

高木 当社は、瀬戸市で収集運搬業をやっています。問題点としては、先程の浦田さんのご意見と同じように、処理単価の面でどうしても苦しいことですね。やはり、協会に力を入れていただき、排出事業者から適正な料金をいただけるよう改善していただけたら幸いです。もうひとつ問題点を上げるとすれば、二者契約でしょう。排出事業者と処分場が二者契約しますと、収集運搬業者の存在があらわれてくるのではないのでしょうか。3年先の経営を見据える意味で、当社も焼却炉の建設等、中間処理事業への進出を現在検討している次第です。

西山由 名古屋市港区で収集運搬をやっております。主な取扱い品目は、廃プラスチックやパレット等の廃材関係です。今後は、さらに品目を増やしていき、特別管理産業廃棄物の許可も取っていく予定です。問題点としては、処分場の処分料金の値上げがあります。なかには、半年に1度の頻度で値上げを行う処分場もある。ある程度は耐えているのですが、半年に1度私たちも値上げすることはできませんので、1年間は耐えるわけです。1年経過した時点で、お客様に対して値上げを行うのですが、半年経つとまた値上げがある。どこまでいくのかな、というのが正直な感想です。協会でも適正な価格設定が成されるよう、指導していただけたらと思います。



西山 由則/㈱ミツフジ

近藤 当社は、医療系廃棄物を専門に業を興してちょうど4年目になります。最初は、針や血液の付着した物を処理するだけ、という簡単な考えで始めたのですが、やればやるほどこれは危険だと。危険な物を取扱うのに、安い料金でやってはおかしいと思うのですが、そのことを分らない業者の方がたくさんいらっしゃるの、処理料金が自然と下降していく。処理料金が下がれば、当然適正な処理はできません。それを防止する意味で、

お互いに協力できる業者が集まりまして、何とか適正価格、適正処理が行えるようがんばっているところです。

永井 当社は、愛知県、名古屋市、三重県、岐阜県、岐阜市、滋賀県、浜松市で産業廃棄物処理の許可を得ています。許可品目は、安定型5品目と管理型。中間処理の必要な廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥、そして特管廃棄物の塩素系廃棄物と医療系廃棄物の許可を得ています。問題点ですが、最終処分地の確保が困難ということですね。当社は現在、29ヵ所の処分場に搬入しているのですが、搬入量に対しての規制があり、持っていきたいだけ持っていけないのです。ですから現在、安定して中間処理を委託できるところを探しています。将来的には、自社で中間処理施設を導入し、やっていきたいと考えています。



永井 良一/㈱永一産商

稲垣 名古屋市瑞穂区で産廃、一廃を取扱っています。産業廃棄物については、安定型と管理型、合計14品目です。収集運搬業者としての視点からこの業をながめてみますと、コスト割れが起きている。これは後に出ると思いますが、良い人材の確保の困難性にもつながっていきます。収集運搬料金をどう確保していくか、ということが一番の問題だと思います。お得意先に転嫁を求めるだけではなく、自社でいかにコストがかからないように持っていくかをお得意先の立場に立って考える。物を選別し、できるだけリサイクルし、処分する廃棄物の比重を減らしていくという努力の中から活路を見い出していくしかないと思います。現在、保管設備等を整えましてがんばっているつもりです。



稲垣 順一/㈱名古屋清掃

——やはり、問題点は処分場の確保・不足、それに伴う処分費の高騰、人材確保、法改正の影響ですね。では、最終処分場不足による影響についてはどんなご意見をお持ちですか。南5区が開設されて半年経過しましたが、どのように対処されていますか。

高木 第3セクターができて、決まった処分単価はやはり高い単価設定でしたね。廃プラでトン11000円。廃プラのみ搬入できればいいのですが、土とかガラなど多少混ざるわけです。その場合の処分単価は、どの民間の処分場でも出していないくらい高かったんですよ。しかし、法改正後に民間の処分場の便乗値上げがすごくなった。2万円くらいの幅で上がっているところもありました。年末にはどれほど上がっているか、わかりません。このままでは、収運業者はとても経営していける状態ではなくなります。この辺を、協会も適正な単価設定ができるよう努めていただけたらと思います。

永井 いまおっしゃられた中で、建設廃材関係については確かに第3セクターは高いと思います。当社が現在、第3セクターに搬入しているのが、安定型の廃プラスチック類と管理型の無機性汚泥等を入れています。実は無機性汚泥に関しては、当社が搬入している民間の処分場と比べて料金は安いんですよ。廃プラにしても安いです。もちろん、種類によって安くない物もあります。この事実から、当社は今後、民間の処分場を当てにせず、第3セクターでコスト計算をしていく予定です。安定型の廃棄物は、企業から直送できるような品目がないわけですから、おのずと中間処理をしなくてはならない。このことを踏まえて考えても、私は第3セクターは安いと思っています。逆に料金をオープンにいただけたら、収運で生きていく業者にとっては1車いくらかで別途に運賃を明確にできますので、今後の仕事がやりやすいと思います。先程も言われましたが、3ヵ月に1度値上げを行う民間の処分場もあります。企業に対する料金改定が追いつかない、という心配をせずに安定した仕事をするのには、第3セクターは最適だと私は喜んでいます。

南野 この南5区の料金設定についてですが、

南5区は南5区なりに考えて出した結果の料金のはずです。高い、安いと言われるのを承知の上で。事業は、グローバルな視野に立ったスムーズな運営を行わないと、自らの首を絞めることになってしまいます。逆にみなさんよりも、むしろ南5区の方にダメージがあるような気がしますね。予想とはちょっと違ったと感じられていると思います。でも、私は廃プラにしても、愛知県だからできた料金設定だと思っています。もっと地価の高騰している地域では、きっとこんな単価は出せないはずです。

——県外へ持っていかれている方はいらっしゃいますか。

西山由 当社は廃プラを三重県に搬入して処理しています。愛知県、三重県ともに搬入可能な処分場を確保しておけば、一方が搬入できなくなった場合も対処できますからね。

——県外では、新規に処分場を開設できる可能性が高いと思われますか。

永井 建設廃材関係は、まだまだできると思います。それと安定型処分場はできますね。ただ、ある程度強い力で処分場開設に臨まないと確保できない場合があるでしょう。県外への搬入の件ですが、当社は、岐阜県と三重県に持っていきます。ご存知のように、事前協議制があって、その手続きが面倒であることがひとつのネックです。

——先程も出ました、建設廃材処理については何かご意見ありませんか。



高木 昇/誠美社工業㈱

高木 先程、浦田さんが問題点として上げたように、処分場では新築工事現場から出たものは一般廃棄物で、ガラスくず及び陶磁器くずに入る。そうすると、建設廃材の処分場には搬入できないわけです。解体の場合、建設廃材になるといいます。これは、法律の整備が必要ではないかと思います。



——新築の場合、木くずは一般廃棄物、ガラ等は産業廃棄物です。品目としてはガラスくず及び陶磁器くずになり、建設廃材にはならないですね。

浦田 処分場の経営者自体がそういう観念で見ていると何でも入ってしまいます。それが通用している間は、私たちが適正処理のお願いをしてもなかなか通らない。廃プラからスレートなど何もかも入ったり、解体したものをいっしょにして計量している場合もあると思います。建設廃材とは何か、ということを皆さんに徹底して教育していただける機関がないことが残念です。

永井 大手ゼネコンあたりは現在、率先してやっているようですよ分別を。今後は全ての建設会社が行う方向へ行くでしょうね。当然、新築に関しては一般廃棄物を含むものがあり、それを複合し、全て建設廃材として処理されているところがある。行政側に強く指導をしていただきたいと思っています。

## 二者契約による収運業者への影響

——今度の法改正で、事業者責任を明確化する二者契約が打ち出されましたが、これについてはどのようにお考えですか。従来の三者契約と比べてどうでしょうか。



西山 幸光/㈱西山商店 者の方に説明をして回ると、たいいてい今まで全て任せてきたのに、今さらそんな契約書をまた交わすのかと言われます。新規契約の場合は当然、二者契約を結ぶわけですが、新規で処理業者を選ばれる排出事業者はどうしても安いところを選択される場合が多いです。また、従来からのお客様は、値段は別にいい、その変わり全てやってもらえないか、という意識が強い。

西山 幸 当社は、廃プラの破碎施設を所有していますので、従来は当社と排出事業者、当社と処分場業者で契約を結んでいました。今回の法改正で、二者契約をしていただかないといけないうことになりましたと排出事業者の方に説明をして回ると、たいいてい今まで全て任せてきたのに、今さらそんな契約書をまた交わすのかと言われます。新規契約の場合は当然、二者契約を結ぶわけですが、新規で処理業者を選ばれる排出事業者はどうしても安いところを選択される場合が多いです。また、従来からのお客様は、値段は別にいい、その変わり全てやってもらえないか、という意識が強い。

従来からの三者契約でやればいいじゃないか、このままで行けるのなら行ってほしいという要望が実に多いですね。

——二者契約になると、収集運搬費と処分費がはっきりわかってしまうわけですが、今後事業を行うにおいて、この点についてはいかがでしょうか。

稲垣 民間の処分場、第3セクターの処分場の価格差がはっきりわかるという面が出て、ある意味ではいいことのような気がします。

——今回の法改正の主旨は、排出事業者が自ら廃棄物を処理するか、処理業者に委託するかは別にして、収集運搬から最終処分までの処理過程を把握することで不法投棄、不適正処理を防止することにあるわけです。これから排出事業者が、どのような形で廃棄物処理の場に出てくるのか、が1つのポイントかもしれませんね。

南野 二者契約に移行する場合、従来からの既設の契約に対する問題がありますね。既設の契約は制限を受けないわけですから、私は企業の存立が危ぶまれるようなら、二者契約を無理して結ばなくてもいいのではないかと、思います。

浦田 収集運搬費と処分費が明確になることで、収運業者は動き方によっていい方向に向うことができますと思います。例えば、第3セクターでは処理にこれだけ費用がかかります、だから契約するお値段そのものも、プラス運送費を加算しますとこれだけになりますと明示できるようになれば、適正な処理が確保できるようになると思います。もし混載した廃棄物を処理せざるを得ない場合、仕分ける代金をいただきます、と胸を張って言えるような処理業者でありたい。全体がそんな雰囲気になんて早くしてくれるといいですね。

——そうですね。一面では、そうなった方が排出事業者が納得して処理料金を支払っていただけるかもしれません。

南野 ただ、その選別料金をサービスしてコスト割れしてもやりたいという方がいらっしゃるから、なかなか難しい面があると思います。やはり、



企業の蓄積とか競争というものがあるわけですから、いかに経営力をつけ企業を存立させていくかを勉強することが大切なのではないでしょうか。

——では、次に医療廃棄物に関する二者契約についてはいかがですか。ダンピングの問題等もいろいろ漏れ聞こえますが。

近藤 当社は数多くの各開業医並びに診療所と契約させていただいていますが、これを全部二者契約でやろうとすると大変なことになるんです。それでこの間、行政と医師会の方に申し入れをして、当社と医師会組合員の代表者として二者契約を交わすということで合意しました。医師会は、組合がありメンバーもいる特殊な業になりますから。さもないと、例えば当社は6つの処分場施設で処理をお願いしているのですが、全て二者契約でやっていたとしても、分けることが不可能になるわけですね。そこで、処分場対医師会、当社対医師会という形式でやったらどうかと、現在行政に検討していただいている段階です。

高木 ダンピングの問題に関してですが、これは医療系に限らず、一度、業者で集まって、最低コストの算出をしてみるべきではないかと思います。コスト割れ覚悟の赤字経営でも仕事を取りたい、という業者に対抗するためには何ができるかを話し合ってみたい。ダンピングを行えば、排出事業者はそれが適正な処理単価だと思うわけです。これを防止するためにも、情報交換の場をもっと設けていただきたいです。

南野 ダンピングを防止するためには、係る人が積算資料の勉強会を開き、問題意識を持っていた方がいいと思います。ただ、最低コスト

の設定については私は賛成できかねます。価格よりもロットの問題だと思いますね。ロットがあれば、例えば2トン車1台で2500円の料金で4台積んできたものを、8トン車に積み替えて処理できれば十分採算が合うのではないのでしょうか。自分のやり方がベストで、それ以外のやり方はダンピングだと考えてしまうと、みんなそうになってしまう。やはり、とことん企業努力をして、ロットを持った企業がコストダウンを図れるのであって、それを妨げるような動きはあまり好ましくないような気がします。

高木 もちろん、その通りだと思います。ただ、どう考えても企業努力されてコストを下げられたとは思えない業者がいるんです。

稲垣 ダンピングの元凶は、不法投棄だと思います。二者契約の普及によって排出事業者が処分場を意識するようになり、安心できる処分業者に委託せざるを得なくなるわけです。単に価格が安い業者が使いやすいから選ぶのではなく、適正処理をしてもらえる業者を選ぶ。そのところを、排出事業者側に理解していただければ、状況は変化すると思います。

——あくまでも優良な適正処理業者として、排出事業者の理解を得よう努力していくことが大切ですね。では、新しく設けられた特管物関係についてご意見をお聞かせください。

永井 特管物に関しては、行政の動きを見ながら判断をしていこうと考えています。特管物マニフェストにしても、全てやれるものなのか、本当に必要なものなのか、シビアに対応していくつもりです。



——マニフェストのお話が出ましたが、普及状況及び取扱い上の問題点などがありますか。



新井 栄治／(株)上野清掃社

高木 マニフェストは建売住宅の業者にも使用していただけているんですね。建売業者が出す廃棄物の足跡が不透明で、不適正処理の温床となっているという噂も耳にします。

近藤 医療系は容器1個につき1つのマニフェストという回収方法ですから、ほぼ100%使っていただいています。ただ、行政から出ているマニフェスト伝票だと、医師会の場合は二重手間になりますから、回収したと同時に請求書兼マニフェストになるものを当社は独自で作り導入しています。経費の節約ですね。

——今後、特管物になれば当然、管理票という形になるので全国連番の様式統一になるはずですが。

浦田 現場の動きにマッチした伝票であれば、いいのではないかと思いますね。産業廃棄物、感染性、建設など排出量は、排出事業者によってかなりの差があります。数人単位の事業所から何千人単位の事業所まで、これだけ差があればマニフェスト伝票も排出事業者の規模によって選べるよう10種類ぐらいつくってはどうかと思います。

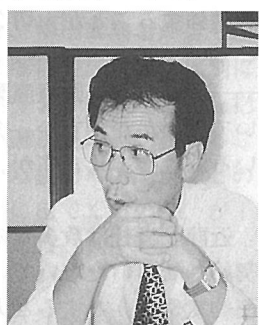
西山幸 もともとマニフェストは、納品書と違って、廃棄物の状況を把握するという名目で導入されたものですから、そんなに種類はできないと思います。請求書と納品書とは根本的に考え方が違うのですから。

浦田 しかし、医療系の廃棄物関連でいうと、コンピュータで入力を行っている病院あたりは請

求書、納品書になるような形式を取りたがっていますよ。

西山幸 大きな病院あたりは結局、点数制にならない限りはコンピュータもあまり関係はないようですからね。点数制になれば当然、全部の請求の把握が必要になりますけれど。

近藤 私の予測では、医療系に限ってはここ1～2年の間に点数制になると思います。そのためにも当社は、メリットを入れて対応できるようなものを導入してみたのですが、現状をいって、マニフェスト伝票が仮りにコンピュータの方ではいけないと、書き込み式を使えということになるとマニフェスト自体の単価の高さがネックになるような気がします。無料ならば大いに使いますが、少々高いのでは。



近藤 裕秋／(有)近藤

——マニフェストは納品書の要素を持った伝票であると思いますから、それを活用することで利用価値はあるとは考えられませんか。行政も、マニフェストが全国共通で、廃棄物の総量を把握し、かつコンピュータ管理できる様式にしようと考えていると思います。

## 職場環境を改善し、豊かで、心地よい企業体をめざすべき

——ではこの辺で、人材確保、教育体制、労務安全についてお話を伺いたいと思います。

高木 廃棄物処理業とは何か、を深く理解し、情熱を傾けていただける人材の確保に全力を上げています。

浦田 新卒の方が喜んで仕事についていただけるような会社にしていこうと、ただ今がんばっています。昨年から、求人ターゲットを高卒者に絞って募集しておりましたが、お陰様で何人も入社

していただきました。心を込めて従業員を育てていきたいと思っています。ドライバーの場合、運転するだけの仕事ではないということを十分に教え、入社教育、それから法的知識を何度も何度も繰り返し教育を行うよう心掛けています。

南野 当社は、従業員用の休憩室を設け、気持ちよく働いていただける環境づくりに全力を上げています。シャワー室、男女別のトイレ、リクライニングルームには書棚とジュース販売機を置き、テレビを見ながらリクライニングチェアでくつろいでもらっています。口コミで入社してくれるのでうれしいですね。将来は、リゾートと事務所がドッキングしたものをつくろうと考えています。帰社したら、大きな御影石のお風呂に入り、ゴージャスな雰囲気の中で休憩ができるような施設。これからは、それくらい考えないといけない時代が来るように思いますね。

稲垣 人材確保については、とにかく働きやすい環境と良い給料、この2つを確保していくことです。これはどの企業にも言えることだと思いますが、産廃業界も同じことを達成しないことには、希望を言ったり、お題目を唱えるだけではだめになるだけ。今後の雇用事情をにらんだ人材確保を心掛けています。

南野 人材は、良い給料とともに仕事が終わった後で楽しい場が持てるかどうかにかかっていると思います。最近の若い人は、お金だけでも来ないし、設備だけでも来ないですから。全てが揃わないと。会社に行くと楽しい友達がいて、快適な環境があって、しかも給料がそこそこ良くないといけない。これですね。

西山由 当社の場合は、人材に関しては今のところ落ち着いていますが、やはり最初はいろいろありました。従業員が仕事の中に、ゴミ屋と言われたことがあったんです。それでその従業員はイヤになって、もう恥ずかしいから辞めますと。その時は私がその問題を処理したのですが、まだまだ変な目で見られているようで残念です。

南野 当社は、アメリカからも従業員を受け入れており、結構6ヵ月滞在で仕事をやりに来る人

がいるんです。彼らが入ると、仕事の後の雰囲気ガラッと変わるわけです。即席英語教室が始まったりと、いい意味でみんなの刺激になるんですよ。ですから逆に将来、ウェスト・マネジメント社へ体験入社に送り出す、ということができたらしらもしろいのではないかと思いますね。

稲垣 週休2日制導入の問題ですが、学校も週休2日制に向けて動き出すなど、社会の変化にどう対応していくか。そこが今後の課題の1つであると思います。

高木 週休2日制のお話が出ましたが、当社の場合は、建設会社が休まない限り無理でしょう。確かに大手のゼネコンは近い将来、週休2日制に踏み切れると思います。しかし、中堅の建設会社はおそらくそうはならない。そうすると私たちもあり得ないわけです。当社は土曜も休みます、と言ったら仕事に来なくなるかもしれません。ですから、当社は交替制で土曜日を1人づつ休んでもらっています。

浦田 当社は月に1、2回、各自専用の休みを設けて、週休2日にしています。2年経過しましたが、皆さん結構消化率が高いですよ。それと、幹部の人が率先して休むということも大切だと思います。仕事が忙しいからといって会社に出ていては、他の人が遠慮して休めないですから。

——労働災害防止に関してはどのように対処されていますか。

高木 毎日、朝礼で訓示を行い、注意喚起をしています。運転手が安易な気持ちで運転をしないよう、常に指導することが大切です。

南野 しっかりした研修期間があって、過密な仕事を与えなければ、労働災害は起こらないはずだと思います。先輩がいるわけですから、業務を随時教え込んでいけば大丈夫ではないでしょうか。

稲垣 労働災害は過密な仕事よりも、気がゆるむような仕事をやらせることが一番危険だと思います。返ってその方が事故の確率が高い。

浦田 運行管理を適確に行っておれば、事故は



非常に少なくなると思います。陸運局の教科書にのっとり、且つ運転手の性格をそれぞれ把握し、管理してあげることが大切ですね。

稲垣 人の気持ちを読んで扱うことを心掛けるしかないです。

南野 私は、管理職を教育してくれる人材が欲しいですね。管理職教育は非常に難しい。

浦田 今、南野さんが言われたことを協会にお願いして、管理職セミナーなどを開いていただけるとうれしいですね。

——協会としても、いずれは管理者の教育に少しでも貢献できるようプログラムを組んでいきたいと思っています。最後になりますが、将来の展望などありましたらお聞かせ願いたいと思います。

高木 今後の経営は、収集運搬業だけでは難しいと思いますので、リサイクルを視野に入れた中間処理を行っていききたいですね。

西山由 やはり、収集運搬プラス中間処理が行えるような事業体をめざしたいです。1社だけでやるのではなく、何社も集まって協力をし合いながら、協会を通して行っていけたら幸いです。

近藤 この職種は今まで比較的日の当たらない仕事でしたから、やはり日の当たるような仕事にしていきたいですね。

永井 収集運搬からの脱皮を1年以内に図り、利益ある企業に持って行きたいと考えています。

稲垣 収集運搬業者の視点から考えますと、ユーザーの方にメリットのある処理ができる能力を持った業者になるしか生き延びることはできない

と思いますので、ぜひともその能力を身に付けたと考えてます。

浦田 お客様あつての事業ですから、お客様を大切に考えてがんばっていきたくて考えています。そのためにも、若い人材確保に全力を上げ、この仕事は私の一生の仕事です、と胸を張って言っていただける時代が来て欲しいです。

西山幸 当社は収集運搬が主力ですので、収集運搬をいかに効率よく、排出事業者に付加価値をつけ、西山商店ならば間違いないという信用と実績をさらに磨き、利益を上げていきたいと思っています。

新井 リサイクル、中間処理を考え、世の中に対して重要な業界、業種、業者であることをPRしていきたいです。

南野 廃棄物を扱う上で、5～6年間の事業計画は立てていますので、事業自体は不安を持っていません。本社ビルが新しく平成7年頃に完成しますので、それ以降、平成二ケタに新しい産業を

創り出したい。自分の後継者にゼロから新しい事業を創ることを学んでもらい、すべての事業を引きついでもらいたいと思います。

——どうもありがとうございました。収集運搬は廃棄物処理の中核を成す仕事ですから、排出事業者から信頼を得ていただいて、適正処理を推進してください。



## 改正廃棄物処理法及び同政省令に関する質疑応答

改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令（政令）、同施行規則（省令）が本格的に動き出して早や3ヵ月が過ぎました。旧廃棄物処理法との相違及び同法の運用上の問題点がいろいろ提起されていましたが、今回、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課、環境庁水質保全局企画課より質疑応答形式で疑問に対しての回答が出されました。本頁では、産業廃棄物に関連する事項を掲載いたします。皆様の事業運営のご参考にしていただければ幸いです。

※尚、改正前の廃棄物処理法を「旧法」、改正後の廃棄物処理法を「改正法」、改正後の廃棄物処理法施行令を「改正令」、また改正前の廃棄物処理法施行規則を「旧規則」、改正後の廃棄物処理法施行規則を「改正規則」とそれぞれ略称してあります。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課

#### 1 第2条関係(定義)

##### (2) 産業廃棄物

問2 産業廃棄物は、改正法第2条第4項において「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、……」と定められており、改正令第2条各号では、業種限定あるいは事業活動に伴って生じたものに限定と定義されている。この改正によって改正前の産業廃棄物の範囲は改正後も変わらないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

##### (3) 特別管理産業廃棄物

問3 特別管理産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類であるかどうかの判断は、実務的には、事業活動に伴って排出される、揮発油、灯油、若しくは軽油のうち廃油であるもの又はこれらの油を使用することに伴って排出される廃油であって、引火点70℃未満のものとして扱ってよいか。

答 貴見のとおりとして差し支えない。

問4 焼玉及びディーゼル機関燃料などに用いられている重油が廃棄物となった廃油は特別管理産業廃棄物ではないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問5 揮発油類を5%以上含む汚濁いは、特別管理産業廃棄物である廃油と産業廃棄物である汚泥の混合物として取り扱うことと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問6 事業活動に伴って排出される、PCB絶縁油を含む電気トランスは改正令第2条の2第5号のロに定める特定有害産業廃棄物に該当するか。また当該トランスから絶縁油を取り出したものは改正令第2条の2第5号のイに該当するか。

答 どちらも該当する。

問7 廃石綿等とは、「廃石綿」、「石綿が含まれ、若しくは付着している～に係るもの」及び「別表第3の1の項～生じたもの」であって厚生省令で定めるものか。それとも「廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している～に係るもの」及び「別表第3の1の項～生じたもの」であって、厚生省令で定めるものか。

答 前者である。

問8 事業活動に伴って排出される、石綿を含む非飛散性のスレートは特別管理産業廃棄物に該当するか。

答 該当しない。



### 3 第6条の2関係(市町村の処理等)

- 問22 建設工事の下請け業者が当該工事の元請け業者の排出する一般廃棄物を処理する場合、一般廃棄物処理業の許可が必要であり、一般廃棄物処理基準が適用されると解してよい。
- 答 お見込みのとおり。

### 7 第9条の4関係(周辺地域への配慮)

- 問44 改正法第9条の4の「施設の周辺地域への配慮」の具体的内容如何。
- 答 廃棄物処理施設と周辺住民との調和が図られるよう、廃棄物処理施設の設置者、管理者が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すべきことを責務として規定したものである。この配慮についての具体的な内容は、個々の施設の状況により異なるが、例えば、廃棄物処理施設の運転に伴い、周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないように維持管理を徹底すること、廃棄物処理施設の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図ること等があげられる。

### 8 第12条関係(事業者の処理)

- 問45 排出事業者が産業廃棄物処分業者Aと直接接触してAの能力等を確認することなく、産業廃棄物収集運搬業者Bの説明を聞いたのみで、AとBを契約相手とする、いわゆる三者契約を締結することは委託基準に反すると考えるがどうか。
- 答 お見込みのとおり。
- 問46 産業廃棄物の運搬及び処分を同一の者に委託しようとする場合は、運搬、処分それぞれについて別々の契約書が必要となるか。
- 答 一つの契約書でもよい。
- 問47 改正法第12条第3項の委託基準は、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理を委託する場合においても適用されると解してよい。
- 答 お見込みのとおり。
- 問48 排出事業者が、自社から積替保管場所までの運搬をA社に、当該場所から処分の場所までの運搬をB社に、それぞれ委託する場合に、A

社との契約においては、改正令第6条の2第2号口の運搬の最終目的地として積替保管場所を記載してよい。

- 答 お見込みのとおり。
- 問49 事業者が産業廃棄物の運搬を委託しようとする者以外の者にその処分等を委託しようとする場合に交付する改正令第6条の2第3号の文書は、マニフェストのことと解してよい。
- 答 改正令第6条の2第3号の文書は、改正法第12条第3項の規定に基づき、事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする際に交付するものであり、当該委託の後、産業廃棄物を受託者に引き渡す際に交付するマニフェストとは異なるものである。
- 問50 改正法第10条第2項又は第3項の規定により、事務として産業廃棄物の処理を行う市町村又は都道府県に、産業廃棄物の処理を依頼することは、改正法第12条第3項の委託に該当するか。
- 答 当該行為は委託に当たらない。従って、当該行為について改正法第12条第3項の規定は適用されない。
- 問51 マニフェストを使用している場合にあっては、改正令第6条の2又は第6条の5の契約書が必要と解してよい。
- 答 お見込みのとおり。
- 問52 マニフェストを必ず使用する場合は、改正令第6条の2第2号イの「種類及び数量」について、契約書に記載する必要はないのではないか。
- 答 記載する必要がある。

### 9 第12条の2関係

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

- 問53 特別管理産業廃棄物を発生する製造工程において、特別管理産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物を排出する事業者については、改正法第12条の2のみならず改正法第12条も適用されると解してよい。
- 答 お見込みのとおり。
- 問54 改正法第12条の2第4項及び同条第7項においては「特別管理産業廃棄物を生ずる事業

場(事業者)」と規定されているが、事業場内において生ずる特別管理産業廃棄物を当該事業場内において処分し、当該事業場外に特別管理産業廃棄物を排出しない場合には、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び帳簿の記載等は不要であると解してよい。

- 答 必要である。
- 問55 不要物である、PCBを含む部品を使用した廃電気機器を保管している事業者は、特別管理産業廃棄物排出事業者<sup>注4</sup>に該当し、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置や処理(保管)状況の報告が義務付けられると解してよい。
- 答 お見込みのとおり。
- 問56 改正法第12条の2第4項中の「当該事業場ごとに」とは、石綿建材除去事業を行う場合には「工事現場ごとに」と解してよい。
- 答 お見込みのとおり。
- 問57 特別管理産業廃棄物管理責任者の果たすべき役割は何か。
- 答 当該責任者が置かれた事業場における特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、例えば、
- ①特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、
  - ②処理の計画を立て、
  - ③適正な処理を確保することである。
- 問58 感染性産業廃棄物の処理を委託する場合の委託数量は廃プラスチック類等の産業廃棄物の種類ごとに委託契約書に明示する必要があるのか。
- 答 感染性産業廃棄物全体について記入すればよい。
- 問59 特別管理産業廃棄物管理票の様式について改正規則に規定されていないが、どのような様式を用いればよい。
- 答 当面、これまでのマニフェスト様式を使用するよう指導されたい。

### 10 第14条～第14の6関係(産業廃棄物処理業)

#### (1) 許可の区分

- 問60 改正法第14条第1項に基づく産業廃棄物処理業の許可を有する者が、許可の更新申請と併せて、取り扱う産業廃棄物の種類を追加し

ようとする場合、当該申請は改正法第14条第2項に基づく更新許可申請となるのか、又は改正法第14条の2第1項に基づく変更許可申請となるのか。

- 答 改正法第14条第2項及び改正法第14条の2第1項<sup>注5</sup>の両方の許可申請が必要である。
- 問61 特別管理産業廃棄物の汚泥の収集運搬と特別管理産業廃棄物以外の汚泥の収集運搬とを業として行おうとするものは、改正法第14条及び改正法第14条の4の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の両方を必要とするか。
- 答 お見込みのとおり。

#### (2) 事業の範囲

- 問62 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書及び許可証に記載する「特別管理産業廃棄物の種類」については、例えば「水銀又はその化合物を含む汚泥及びカドミウム又はその化合物を含む廃酸」のように記載することと解してよい。
- 答 お見込みのとおり。
- 問63 改正令第2条第9号の産業廃棄物について、積替えを行わない保管のみを事業の範囲として改正法第14条第1項<sup>注6</sup>の許可をすることは認められるか。
- 答 認められない。
- 問64 次に掲げる方法により他人の産業廃棄物の積替作業を行う場合、当該作業を事業の範囲とする業の許可が必要と解してよい。
- (1)産業廃棄物を収納した運搬容器を運搬車から別の運搬車に積み替える作業
  - (2)産業廃棄物をバラ積みしてきた車両から取りおろした産業廃棄物を重機等を用いて他の車両に積み替える作業
- 答 いずれもお見込みのとおり。

#### (3) 申請手続

- 問65 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を同時に申請する場合、定款、決算書等の許可申請書に添付すべ



き書類であって共通するものはそれらの業の許可の申請のうちのひとつに添付されていれば、他の申請については省略を認めてよい。

答 お見込みのとおり。ただし、申請書は、それぞれの業の許可の申請ごとに必要であり、かつ、添付書類を省略する申請書には、当該省略に係る添付書類の表題と省略の理由を明記した文書を添付させること。

問66 産業廃棄物収集運搬業等の許可申請書の手数料欄には何を記載するのか。

答 収入印紙等の貼付又は手数料受領印押印等を使用されたい。

問67 改正規則第9条の2第1項第5号の「事業の用に供する施設」とはどのようなものか。駐車施設はこれに該当するか。

答 運搬車、運搬容器、運搬船その他の運搬施設をいい、駐車施設もこれに該当する。

問68 改正規則第9条の2第2項第2号の「施設の平面図」等は、車両や運搬容器の構造を明らかにする写真をもって示すことも差し支えないか。

答 差し支えない。

問69 既に他の都道府県で産業廃棄物収集運搬業を行っている者が、産業廃棄物収集運搬業の許可を申請してきたが、既に他の都道府県で使用している施設を用いるので、事業の開始に際して新たな資金を必要としないとしている。この場合は改正規則第9条の2第2項第8号の書類には、新たな資金を必要としない理由を明記すれば足りると解してよい。

答 お見込みのとおり。

問70 改正規則第10条の12第3項に規定する特別管理産業廃棄物管理票の管理方法を記載した書類の具体例を示されたい。

答 例えば次のようなものが考えられる。管理票の管理は小型の電子計算機を利用し、委託者ごとに管理票の内容を記憶・整理し保存する。また、委託者への管理票の写しの送付についての記録保存は小型の電子計算機に記憶してある管理票に送付月日を入力することにより行う。

#### (4) 許可の更新

問71 最終処分場を使用して産業廃棄物処分業を営む者について、当該最終処分場に係る他法令の許可期限が短期間（3年）である場合においても、改正法第14条第4項の許可の更新期間は5年であると解してよい。

答 お見込みのとおり。

問72 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であって、所在が不明なものについて、改正法に基づく許可更新期限を過ぎても当該更新の手続きが行われない場合、当該者に係る許可は、改正法第14条第2項の規定により当然効力を失うものと解してよい。

答 お見込みのとおり。

問73 改正法第14条第2項の更新期間が到来するよりもはるかに早く更新許可申請を提出してきた場合、更新許可を行ってよい。また、その場合、当該更新許可の次の更新期限は、当該更新許可から5年と解してよい。

答 いずれもお見込みのとおり。

問74 改正法第14条の2第1項に規定する変更の許可を行った場合、当該変更後の当該業者に係る改正法第14条第1項の許可に係る改正法第14条第2項の更新期間の起算日は、当該変更許可を行った日と解してよい。

答 変更前の改正法第14条第1項の許可を行った日を起算日とする。

問75 旧法第14条第1項の許可を有する産業廃棄物収集運搬業者であって旧法第14条第3項の規定に基づく許可期限が付されていない者についても改正法第14条第2項の規定は適用されると解してよい。

答 お見込みのとおり。

#### (5) 申請者の能力に係る許可要件等

問76 改正法施行日以前に受講した産業廃棄物処理業新規許可講習会の改正法施行後の取り扱い如何。

答 産業廃棄物処理業の許可に当たっては次により取り扱われたい。

| 区 分  | 旧法に基づく許可を有する者                                          | 旧法に基づく許可を有しない者であって新規に許可申請を行うもの                                                                                                             |
|------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧講習会 | 更新許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した更新許可講習会受講し、修了することが必要。  | 改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会の受講し、修了することが必要。ただし、許可取得後1年以内に改正法に基づき厚生大臣が認定した更新許可講習会を受講する旨の誓約書を提出させたいと許可すること（この措置は平成9年7月3日までに許可申請を行う者についての特例措置とする）。 |
|      | 変更許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会を受講し、修了することは不要。 |                                                                                                                                            |
| 旧講習会 | 更新許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した更新許可講習会受講し、修了することが必要。  | 改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会の受講し、修了することが必要。                                                                                                     |
|      | 変更許可の申請に際し、あらかじめ改正法に基づき厚生大臣が認定した新規許可講習会を受講し、修了することが必要。 |                                                                                                                                            |
| 非受講者 |                                                        |                                                                                                                                            |

※旧講習会とは、昭和49年以降に厚生大臣が認定した産業廃棄物処理業の新規許可に係る講習会をいう。

問77 認定講習会は、許可申請のどの程度前に受講しなければならないか。

答 新規許可講習会については、最長でも許可申請の日から起算して5年前の日以降許可申請の日までに修了し、更新許可講習会については、許可の更新の日から起算して2年前の日以降更新許可申請の日までに修了していなければならない。

問78 改正規則第10条第2号イに規定する事業場とは、改正令第4条の6各号に掲げる場所と

解してよい。

答 お見込みのとおり。

問79 改正法施行前に法に違反し、罰金刑に処せられ、5年を経過しない者から改正法第14条第1項の許可申請があった場合、改正法第14条第3項において準用する改正法第7条第3項第4号ハに該当するものとして取り扱ってよい。

答 お見込みのとおり。

#### (6) 施設に係る許可要件

問80 改正規則第10条第1号ロの積替施設には、産業廃棄物の積替えに伴い必要となる保管を行う場所含まれると解してよい。

答 お見込みのとおり。

問81 改正規則第10条の17第2号イ(1)の「受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備」には、改正規則第10条の16第3項第2号イの設備が含まれると解してよい。

答 お見込みのとおり。

#### (7) 生活環境保全上の条件

問84 改正法第14条第2項の更新の期間は、当該許可業者の有する処理施設の能力を勘案して5年よりも短くすることは可能か。また、改正法第14条第7項の規定に基づき、改正法第14条第1項の許可に際し、「処分に適する施設を有しなくなったときは、当該処分業を廃止すること」を生活環境の保全上必要な条件として付することが可能か。

答 どちらもできない。

#### (8) 経過措置

問85 改正法附則第3条の適用においては、許可期限は応答する日から1年となっているが、当該応答日については、許可日を算入し、翌年の応答日の前日が許可期限の日となると解してよい。

答 お見込みのとおり。

問86 旧法第14条第1項に基づく有害物を含む産業廃棄物の収集運搬業の許可申請については、改正法第14条の4第1項の許可に係る申請と



みなしてよい。

答 改正法附則第3条第2項の規定により、改正法第14条第1項の許可に係る申請とみなされるので、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可については、あらためて改正法第14条の4第1項の許可が必要である。

問87 旧法に基づき、収集運搬業に処分業を追加する変更許可を受けた者の改正令附則第3条の「許可を受けた日」は、収集運搬業の許可を得た日と解してよい。

答 お見込みのとおり。

#### (9) 許可証

問89 許可の更新の場合の申請書及び許可証は新規の許可の場合と同じ様式を用いるものと解してよい。

答 お見込みのとおり。

問91 旧法第14条第3項の規定に基づき付した期限は、改正法の施行により無効となったと考えるが如何。

答 お見込みのとおり。

#### (10) 再委託

問96 運搬又は処分の再委託を受けた処理業者が再度他の処理業者に運搬又は処分を委託することは認められるのか。

答 認められない。

#### (11) 変更許可

問97 特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物の収集運搬を事業の内容として旧法第14条第1項の許可を有する者が、特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物を取扱い品目として追加する場合、改正法第14条の2第1項の規定に基づく変更許可申請が必要か。

答 お見込みのとおり。

#### (12) その他

問98 pH2.0以下の廃酸の収集・運搬について再生利用の個別指定をしているものがあるが、特別管理産業廃棄物の許可が必要になるのか。

答 お見込みのとおり。

## 11 第15条～第15条の4 関係

(産業廃棄物処理施設)

### (1) 他法との関係

問100 改正法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請は、当該申請に係る施設について他法令の許可を得ることが極めて困難であると考えられる場合には、受理を拒否できるか。

答 当該申請に係る施設について、他法令の許可を得ることが極めて困難であるとする理由を申請者に説明することが望ましいと考えるが、そのことをもって当該申請の受理を拒否することはできない。

問101 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条に基づく手続きを経た施設でなくとも、改正法第15条第1項の許可を行うことができるかと解するがどうか。

答 お見込みのとおり。ただし、建築基準法第51条に基づく手続きが別途必要であることを申請者に周知されたい。

問102 日本下水道事業団が設置する、下水汚泥を処理するための産業廃棄物処理施設の設置の許可は必要か。

答 必要である。

問103 管理型最終処分場の設置の許可に際し、改正法第15条第3項に基づき、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく上乗せ条例の排水規制値を満足させることを条件として付すことができるか。

答 他法の規制を遵守することは当然のことであり、そのような当然の規制は、設置の許可に際し付す条件になじまず、したがって条件として付すことはできない。

### (2) 申請手続

問104 一つの施設が、改正令第7条各号に規定する複数の産業廃棄物処理施設に該当する場合、改正法第15条第1項の規定による設置の許可に係る申請は、各々の産業廃棄物処理施設の種類ごとに行わせるのか。

答 当該施設が複数の産業廃棄物処理施設に該当する場合であっても、一つの施設についての設置の許可の申請は一件の申請でよい。

問105 改正規則第10条の17第1号イに規定する「分析することのできる設備」については、平成4年厚生省告示第192号で定める方法による分析が行える設備でなければならないか。

答 取り扱おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、ご指摘の告示に定める方法による分析が行える設備でなければならない。

問106 改正規則第10条の17第1号ロ(2)に規定する「分析を行う者」の資格とは具体的に何か。

答 「分析を行う者」の資格は次のとおりとする。

①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

②衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

③学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

④①、②又は③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

問107 「性状の分析を行う設備」及び「性状の分析を行う者」は、それぞれ申請者の処理施設内の設備、申請者の雇用人でなければならないか。

答 「性状の分析を行う設備」については、申請者の処理施設内の設備であることが必要である。「性状の分析を行う者」については、申請者と雇用関係にあることが望ましいが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、例えば申請者が法人である場合の当該法人の関連会社の雇用人が施設に常駐することでも差し支えない。

問108 改正規則第10条の17第1号イ等の「性状を

分析することのできる設備」と同条第2号イの「量及び性状を管理できる附帯設備」の違いは何か。改正規則第12条の6第1号の「受け入れる際の分析」は特別管理産業廃棄物についてのみ行えばよい。

答 改正規則第10条の17第1号イ等の「性状を分析することのできる設備」は特別管理産業廃棄物を適正に中間処理又は再生するために必要な、成分等の分析を行うことができる設備をいい、同条第2号イの「量及び性状を管理できる附帯設備」は最終処分場に受け入れる特別管理産業廃棄物の計量及び成分分析等を行いかつその記録を保存・管理することのできる設備をいう。改正規則第12条の6第1号の「受け入れる際の分析」は特別管理産業廃棄物についてのものに限らず、無害な産業廃棄物についても、例えば汚泥の含水率、廃油の発熱量、廃酸の水素イオン濃度等、当該処理施設における産業廃棄物の処理を適正に行うために必要な分析を含む。

### (3) 許可証

問109 改正規則様式第25号に規定する許可証に記載した内容に変更が生じたとき、かつ当該変更は改正法第15条の2第1項の許可を要しないものであった場合、当該許可証は書換えなければならないのか。

答 書き換える必要はない。

### (4) 使用前検査

問111 処理施設の使用前検査の結果、当該施設が改正法第15条第2項第1号に規定する技術上の基準に適合しないことが判明した場合、改正法第15条の3の規定に基づき当該処理施設について必要な改善を命ずることが可能であると解してよい。

答 お見込みのとおり。

### (5) 維持管理基準

問112 改正規則第12条の6第1号に、「受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと」とあるが、廃棄物の当



該施設への搬入の際必ず性状の分析を行わなければならないと解してよい。

答 当該分析は、当該施設に受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものであるかどうかの判断を行うために行うものであり、例えば、同一の事業者から同一の性状の産業廃棄物を継続して受け入れる場合など、性状が明らかな場合には、定期的に性状を確認する程度の頻度としても差し支えない。

#### (6) 既存の施設の取扱い

問113 有価物であるプラスチックを焼却していた1日当たりの処理能力が0.1トンを超える施設において、新たに廃棄物である廃プラスチック類を焼却することとする場合、改正法第15条第1項の規定による許可を申請させるべきか。

答 お見込みのとおり。

問114 処理能力が5トン／日を超える「産業廃棄物の焼却施設」について改正法の施行の際に、設置工事に着手（基礎工事も含む）しているものについては改正法第15条第1項の規定による許可は不要であると解してよい。

答 お見込みのとおり。

問115 改正法施行前に設置されていた、1日当たりの処理能力が5トンを超える木くずの焼却施設の規模の拡大を行おうとするものについては、新たに改正法第15条第1項の許可を受けなければならないと解してよい。

答 お見込みのとおり。

問116 改正法施行前に設置されていた小規模な木くず等の焼却施設について、1日当たりの処理能力が5トンを超えるものとなるように規模を変更しようとする場合は、改正法第15条第1項の許可を受けなければならないと解してよい。

答 お見込みのとおり。

#### (7) 経過措置

問117 改正法附則第5条第1項に規定する旧法適用対象者に係る制限期間経過後の施設は、旧法第15条第5項において準用する旧法第8条第3項ただし書の規定による通知がなくても、改

正法第15条第1項又は第15条の2第1項の許可を受けたものとみなされるのか。

答 お見込みのとおり。

#### (8) 承継

問118 改正法第9条の5第3項の「承継した者」であることの確認はどのようにして行うのか。

答 改正法第9条の5第1項又は第2項に規定する承継の事由に応じ、当該承継の事実を証する書類の添付を求めることにより行うこととする。具体的には、例えば、当該施設に係る改正法第15条第1項の許可を受けた者と承継した者の間に交わされた貸借契約書や登記を要する施設にあっては、当該施設に係る登記簿謄本の写しの確認等による。

#### 13 第20条の2 関係(廃棄物再生事業者)

問122 廃棄物と有価物の両方の再生事業を営んでいるものは、改正法第20条の2第1項の規定に基づき廃棄物再生事業者として登録を行う対象となるか。また、市況の変動により有価物となることのある廃棄物を扱っている業者はどうか。

答 いずれも対象となる。

問123 処理料金を取って廃棄物を収集運搬及び選別している業者Aから、有価物のみを買い取り梱包し売却している業者Bは、廃棄物の再生の事業を営んでいるとはみなされないと解してよい。

答 お見込みのとおり。

#### 14 第21条関係(技術管理者)

問131 既に埋立を終了したものの、未だに閉鎖していない最終処分場にも技術管理者を置く必要はあるのか。

答 お見込みのとおり。

問132 改正法施行前に、管理型最終処分場の技術管理者をAからBに変更し、その届出を改正法施行後(変更後30日以内)に行った場合、このBの資格要件は、旧規則第17条の定めるところによると解してよい。

答 お見込みのとおり。

問133 産業廃棄物処理施設の技術管理者の資格に係る旧規則第17条が改正されたことに伴い、改正規則附則第5条の規定により平成7年3月31日までは資格を有するとみなされた者であっても、同年4月1日以降は、新たに改正規則第17条第5項又は第6項に規定する資格を取得しなければ技術管理者になれないと解してよい。

答 お見込みのとおり。

問134 改正規則第17条第5項において、「産業廃棄物の処理(埋立処分を除く。)」と規定されているが、中間処理施設については、例えば焼却施設の技術管理者に求められる実務経験として、破碎施設における実務経験が認められると解してよい。

答 お見込みのとおり。

注1 PCB汚染物

注2 廃PCB等

注3 事業者の産業廃棄物に係る処理

注4 更新許可

注5 変更の許可等

注6 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

注7 産業廃棄物処理業

注8 産業廃棄物処理業

注9 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

注10 産業廃棄物処理施設

注11 生活環境の保全上必要な条件を付することができる

注12 処理施設の承継

注13 技術管理者の資格





## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する廃棄物の収集、運搬、処分等の基準について

環境庁水質保全局企画課／厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課

### 1 一般廃棄物・特別管理一般廃棄物 処理基準

問1 改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「改正令」という。）第3条第1項トにおいて「分別の区分に従って収集し、又は運搬すること」とあるが、1台の車に仕切り等により積み分けて運搬することも可能か。

答 お見込みのとおり。

問2 改正令第4条の2第1号ハの厚生省令が定められていないので、特別管理一般廃棄物は運搬用パイプラインを用いて運搬してはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

### 2 産業廃棄物処理基準

問3 焚き火程度の規模の焼却であっても、焼却する産業廃棄物の種類により、悪臭、ばい煙等に係る生活環境保全上の支障が生じていれば、改正令第6条第2号イで引用する第3条第2号イの規定に違反していると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問4 排出事業者の保管施設や収集運搬業者の積替のための保管場所の表示は、見やすい箇所に分かりやすく表示することで足り、一定の表示方法又は様式によらなくてもよいと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問5 改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「改正規則」という。）第7条の2の「適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間」についての判断基準如何。

答 具体的な期間については、施設の種類や保管する産業廃棄物の種類、保管の状況により異なるものと考えられることから、一律に定めることは困難である。通常予定される産業廃

棄物の保管は、例えば産業廃棄物処理施設に投入する産業廃棄物の質を均一にするために必要な保管を、当該施設の処理能力に見合っている場合などであるが、保管する目的が不明確である、保管している産業廃棄物の処分の目処が立っていない、又は目処が立っているにもかかわらずその保管期間が相当長期間に及ぶなどの不適正な事例につき、個別具体的に判断されたい。

問6 産業廃棄物の収集運搬に当たって保管を行う場合に、当該産業廃棄物が地下に浸透しないように講ずる必要な措置とは、廃棄物からの浸出液の地下への浸透防止措置も含むと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問7 改正令第6条第3号ロにおいて「安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれのないよう必要な措置を講ずること」とあるが、具体的にはどのような措置か。また、これを根拠に建設業者に混合建設廃棄物の分別を指導できるか。

答 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれがないようにするために必要な措置には、埋立処分実施者が産業廃棄物の搬入時に内容物の確認を行うこと、選別等を行う必要がある場合にはその選別を行うほか選別できない場合には受け入れの拒否を行うこと等の措置が該当する。

なお、本規定は埋立処分実施者に適用される基準でもあるため、埋立処分実施者に該当しない排出事業者である建設業者に適用されるものではないが、排出事業者に本規定の趣旨を徹底することにより排出事業者から埋立処分実施者に持ち込まれる廃棄物の選別等があらかじめ行われることが期待できるなど適正な埋立処分の実施に資するので、建設業者を含めた排出事業者に対し、本規定の趣旨の徹底

を図られたい。

問8 改正法施行前に旧法第15条第1項の規定により届出された最終処分場において、地中空間を利用する埋立処分を行う場合は、改正令附則第8条の規定は適用されるのか。

答 旧法第15条第1項の規定に基づく届出の手続きが終了している最終処分場については、廃棄物処理法上すでに存するものと解されるので、改正令附則第8条が適用される。

問9 設置許可の必要のない小規模埋立地でも、改正令第3条第3号ロに掲げる措置が講じられていなければ、改正令第6条第3号ロにより、安定型産業廃棄物以外の廃棄物を埋め立てることはできないと解してよろしいか。

答 お見込みのとおり。

問10 産業廃棄物の埋立処分について、改正令第6条については産業廃棄物から特別管理産業廃棄物が除かれているが、同条第3号ワで、ハからヲまでに掲げる基準については特別管理産業廃棄物に適用しないとした趣旨は何か。

答 改正令第6条第3号の規定は、すべて、特別管理産業廃棄物ではない産業廃棄物にのみ適用されるものであり、特別管理産業廃棄物については適用されない。なお、同条第3号ワにおいてハからヲまでに掲げる基準については特別管理産業廃棄物に適用しないとしたのは、これらの項の規定が特別管理産業廃棄物に適用されないことを入念的に示したものであるが、(ア)第3号イにおいては特別管理産業廃棄物を除く旨の限定があること、(イ)第3号ロにおいては安定型産業廃棄物に限定した基準であることによりまぎれが生じないことから、このように規定しているものである。

問11 「地中にある空間」を利用する埋立処分とは具体的にはどのようなものか。

答 地中にある空間とは、具体的には廃坑、採石後の地下空間等の地中に存在する空洞を想定しており、このような場所においては遮水工の施工・維持管理、地下水汚染の有無の確認及び汚染時の対策の施工が難しいことから、地下水汚染を生じるおそれがある廃棄物の埋立処分を禁止することとしたものである。

### 3 特別管理産業廃棄物処理基準

問12 改正令第6条の4第1号柱書の規定によりその例によることとされた改正令第4条の2第1号ニの規定による改正規則第1条の7第2号の、特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、例えばどのような内容か。

答 例えば、消防法（昭和23年法律第186号）の危険物である特別管理産業廃棄物については、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）により定められた「火気厳禁」等の注意事項である。

問13 廃石綿等の埋立処分に関して、自社処分であっても、最終処分場（許可対象規模未満）での埋立処分は認められないのか。

答 改正令第6条の4第2号ニに規定する中間処理又は再生を行うことにより生じた廃棄物の埋立処分の場合を除き、自社処理の場合であっても許可対象の最終処分場において埋立処分を行う必要がある。

問14 特別管理産業廃棄物の埋立処分で、改正令第6条の4第3号ソにおいて、「ホ、ヘ、ルからヲまで及びヨからレまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しない」としたのは、それ以外の基準は特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物に適用されるという趣旨か。

答 改正令第6条の4第3号の規定は、すべて、特別管理産業廃棄物についてのみ適用されるものであり、特別管理産業廃棄物でない産業廃棄物には適用されない。なお、改正令第6条の4第3号ソにおいて、ホ、ヘ、ルからヲまで及びヨからレまでに掲げる基準は特別管理産業廃棄物以外のものについては適用しないとしたのは、これらの項の規定が特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物に適用されないことを入念的に示したものである。

問15 特別管理産業廃棄物を海洋投入できる場合は、総理府令で定める基準等に適合させた場合すなわち特別管理産業廃棄物でなくなったものに限られると解されるため、特別管理産業廃棄物の海洋投入処分は有り得ないと思わ



れるがどうか。

答 有機性の汚泥及び無機性の水溶性の汚泥については、溶出試験による特別管理産業廃棄物の判定基準に適合しないものの、含有量試験による海洋投入処分に係る判定基準に適合するものが有り得るので、その場合には、特別管理産業廃棄物の海洋投入処分は有り得る。

問16 平成3年10月1日に水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る洗浄施設が同施行令別表第1の71の5に、また、同じく蒸留施設が同表の71の6に追加されたところであるが、今回の改正令の別表第5の13及び14の項には当該施設が追加されていない理由如何。

答 改正令別表第5の13及び14の項それぞれ中欄に掲げる廃油の蒸留施設及び表面処理施設により既に対応されており、今回特に別表の変更を行う必要がなかったものである。



### インフォメーション

「建設廃棄物減量化・再利用シンポジウム」の開催について

このことについて、下記により開催されますので、奮って御参加ください。

記

1. テーマ：建設廃棄物減量化・再利用の推進に向けて
2. 日 時：平成4年11月18日(水)  
午後1時～午後4時30分
3. 場 所：愛知県中小企業センター講堂  
名古屋市中村区四丁目4番39号  
(名古屋駅前)
4. 内 容：(1) 基調講演「改正廃棄物処理法と建設廃棄物」  
厚生省産業廃棄物対策室  
(2) パネルディスカッション  
コーディネーター  
名古屋大学工学部建築学科  
多賀 直恒教授  
アドバイザー  
厚生省産業廃棄物対策室  
パネラー  
処理業界：鹿島道路㈱  
建築業界：清水建設㈱  
土木業界：㈱熊谷組  
行 政：愛知県環境部
5. 主 催：愛知県

## 改正廃棄物処理法の政令省令の概要

(産廃関係のみ)

平成4年7月4日施行された新法に基づき、関係政省令が公布され、施行されました。

これにともない、先に厚生省及び愛知県、名古屋市による説明会が開催され、多数の会員のみなさんが参加されたと思いますが、ここに改めて改正

され追加された主な点を掲載しましたので参考資料として利用して頂ければ幸いです。なお、特別管理廃棄物については、今回は割愛させていただきます。

### 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準

収集又は運搬に伴う悪臭、騒音、又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずることとなっていますが、このことは処理に伴い、当然生ずる臭気等を全く許さないというような対応不可能な措置を講ずることまで求めたものではありません。

1. 積替え、保管について
  - ア) 周囲に囲いを設けること。
  - イ) 積替え保管の場所の表示がされていること。

上記2点については平成7年3月31日までは適用しないことになっています。(政令)

  - ウ) 廃棄物の飛散、流出、地下水浸透の発散しないよう必要な措置をすること。
  - エ) 昆虫、そ族の発生を防止すること。
2. 中間処理処分について
  - ア) 地中にある、空間を利用する方法は禁止されました。但し、安定型品目については除外となります。
  - イ) 処分等に当たっての保管期間については、処理施設において適正な処分を行うためにやむを得ないと認められる期間とすることになりました。
  - ウ) 安定型の処分場においては、それ以外の廃棄物の混入を防止する措置をしなければなりません。
  - エ) 中間処理のうち、焼却する場合は焼却設備を用いること。即ち野焼の禁止ということです。ただし廃棄物の種類及び量によっては、

焼却設備は簡易なものであっても差し支えありません。

3. 収集、運搬、処分等の委託契約について

ア) 必ず書面で行うこと。

イ) 委託する種類、数量の明記。

19品目ごとに数量について記載することとなりましたが、その記載方法については

廃棄物が一体不可分に混合した場合は、主な種類を明記し、それらの混合物として一括して記載して支障がないこと。

廃棄物の種類に応じ、車両台数、容器個数を併設することを契約当事者双方が了解できる方法により記載することができます。

ウ) 運搬を委託する者と処分が異なる場合は、排出事業者は相手方の氏名等を記載した文書をそれぞれ交付すること。

エ) 業務終了時に受託者が委託者への報告する事項を明記すること。

オ) 委託契約を解除した場合の処理されていない廃棄物の取り扱いについての事項の明記。

カ) 情報の提供に関する項。

この項目で、特に問題になることは、従来の三者契約書の利用ができなくなったことです。

このことは非常に重要な意味を持っております。たとえば排出事業者は直接処分場への持ち込みがたやすく出来るようになり、考え方によっては、収集運搬業の存立をも危惧されます。

従来の三者契約に問題があるのでしょうか。



新法による条件を満たすことによって、三者契約で十分ではないでしょうか。三者契約の復活を協会を挙げて推進すべきです。

4. 収集、運搬業の許可の申請についての追加項目  
ア) 他の都道府県知事、政令市長からの許可を受けている場合は、その許可に係る、許可番号を記入すること。

イ) 施設の所有権を有することを証する書類。  
ウ) 厚生大臣が認定する講習を修了した者は、その修了証の写し。

エ) 事業開始に要する資金の総額、及びその資金の調達方法を記載した書類。

オ) 法人の場合は直前3年の各事業年度における決算書類、及び法人税の納付すべき額、及び納付済額を証する書類。

カ) 個人の場合は、資産調査、直前3年の所得税の納付すべき額、及び納付済額を証する書類。

キ) 許可の更新の場合は、一部省略できます。

ク) 許可期限は、5年ごとの更新制とし、収集運搬業と処分業を区分しました。

5. 処分業の許可申請については、収集、運搬の追加項目と大差ありません。なお、今回、申請者の能力に係る基準という項目が新たに設けられました。

即ち、厚生大臣が認定する、講習会を修了した者、又は、これと同等以上の知識、及び技能を有すると認める者であることが条件となり、しかも、法人である場合は、代表者、若しくは、この業務を行う役員、又は、その区域にある事業場の代表者が、資格者にならねばなりません。さらに、的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有する者、となりました。

新規法人については、資本金の額、及び株主構成等を提出させ、経理的基礎の有無について行政判断を行うことになりました。また、色々な規制が強化されたなかで、許可申請に当たり、他法の許可などを得ていない段階でも、行政の

立場で、法に定められた、手続きを進めて、差し支えないことになりました。

#### 6. 廃棄物処理施設について

許可申請について、つぎのことが追加項目として入りました。

ア) 排ガス、及び排水の処理方法

イ) 災害防止のための計画

ウ) 能力5トン以上の焼却施設の焼却灰の処分方法

エ) 焼却炉の炉温が710度から、800度以上にすること。

オ) 使用前に検査の申請を行い、技術上の基準に適合していることを認められた後しか、使用できません。

カ) 受入廃棄物の種類、量が処理能力が見合った適正なものになるよう、受入れる際、その性状の分析、又は計量を行うこと。

キ) 最終処分場の災害防止計画について

A) 飛散、流出の防止に関すること

B) 公共の水域、地下水の汚染防止に関すること

C) 火災の発生防止に関すること

D) その他、火災防止に関すること

ク) 処理施設の廃止、休止、再開、埋立処分の終了について届出が義務付けられました。

ケ) 届出台帳の調製については、永久に保管することになりました。

コ) 投棄禁止項目に、廃油、廃酸、廃アルカリを追加しました。

サ) 許可を要しない処理施設の構造、又は規模の軽微な変更とは、

A) 主要な設備の変更がないこと

B) 処理能力の10%以上の変更が伴わないこと

従ってこの二点を超える施設についての変更許可申請が必要です。

シ) 技術管理者の資格については、厚生大臣が認定する講習を修了した者となり、今後講習

会を受講し資格を取得しなければなりません。

ス) 届出台帳の調製等(法第19条2項5号)の関係人とは、埋立終了後の土地について、所有権、地上権を有する者、それらの権利を取得しようとする者等、当該土地について、具体的に権利関係を有するか、又は有することが予定されている者です。

セ) 法改正の解説で述べたところの、処理施設の承継について、省令で届出書の様式が指定されました。

#### 7. 省令による経過措置

##### 1) 技術上の基準

平成4年7月4日から、平成5年3月31日までに許可(届出)をした施設については従来の基準の適用となります。

##### 2) 維持管理の技術上の基準

改正前の規定による届出に係る施設については、従前の基準を適用します。

##### 3) 技術管理者の資格

A) これまで、技術管理者であった者は、その担当した種類に応じ、その資格を有するものとみなされます。

B) 平成7年3月31日までは

①安定型最終処分場

②管理型処分場で、1000㎡以上2000㎡未満のもの

③焼却施設

上記3項目の維持管理に関する、技術上の業務を担当している者は、技術管理者に係る資格を有しているものとみなされます。

以上が改正された政令、省令、通達等の産業廃棄物処理に関する概要です。

法令全般にみられるように、規制の強化、改善、措置命令等、われわれ業界側にも過去に色々問題があったことに対する、対策とも考えられますが、この様なことに成ったのも、地域行政に対する、及び腰が今日処理施設確保の困難性を生じさせて

いるのではないのでしょうか。

この要因を解決することが、廃棄物処理全般を見直すことにつながります。それには

1) 広域処理についての具体的対応の策定

2) 許可制になったことによる、行政の指導、協力体制の見直し

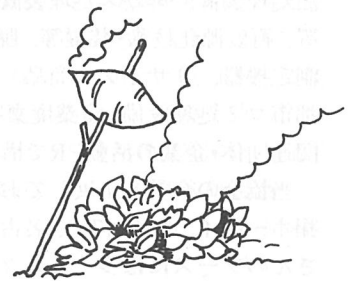
3) 法令にないような各種同意書の取り扱いについての改善

4) 土地開発にともなう、跡地の有効利用による、当該地域住民のための土地利用の実施

5) 各県市町村の個別の指導基準取り扱ひの改善等が行われない限り、ますます困難が増すばかりです。

処分場予定地の確保について、法令以前の問題が、厚生省、県の指導により、簡素化されたとき、初めて、廃棄物処理全般が大きく改善されていくのではないのでしょうか。規制の強化自体は喜ぶべき事柄ではありません。ますます困難な事態を招くだけです。一日も早い改善を望んでやみません。

文責 所





# ウェステック'92開催 廃棄物処理・再資源化展を見て

『住みよい日本ときれいな地球』がテーマ。

廃棄物処理に対する人々の関心は、いまや大きなうねりとなり、世界共通の解決すべき問題と化しています。昨年、日本で初めて行われた廃棄物処理・再資源化展ウェステック'91と同様に、今年も多く企業が出展したウェステック'92が、去る9月17日(木)から20日(日)までの4日間にわたり開催されました。

主催は国際コンベンション(株)、共催に(財)クリーン・ジャパン・センター、(財)日本環境センター、(社)全国産業廃棄物連合会で行われました。後援に多数の行政省庁、各府県市、協賛には関係協力の46団体がバックアップし、展示場全館を使用した大規模な展示会となりました。

当協会では、青年部会有志とともに第3日目の19日にウェステック'92会場を訪れ、新技術・新情報の収集に行ってきました。会場には、多数の入場者であふれ、ウェステックへの関心の高さがうかがえました。各都道府県の行政関係者から、出展企業諸機器のユーザー、各産業廃棄物協会、一般市民など多彩な顔ぶれが見え、皆一様に真剣な面持ちで各小間の展示内容、デモンストレーションに熱心に見入っていました。

展示内容は、埋立処分関連機器・資材、焼却炉、破碎・粉砕装置、圧縮装置、廃棄物輸送・搬送、貯溜・コンポスト化装置、生ごみ処理装置、木材・廃材処理装置、紙類処理装置、プラスチック処理装置、汚泥処理装置、汚水・し尿処理設備、廃液・廃油処理装置、排ガス処理装置、医療廃棄物処理装置、再資源化技術・装置等、脱臭装置・薬剤、分析・測定機器、リサイクル商品、環境保全対応商品、都市ゴミ処理設備、産業廃棄物処理設備、自治体・関連団体・企業の活動PRで構成されていました。

当協会の会員も出展しており、極東開発工業(株)、(株)ホーライ、(株)DAITO、名古屋コンテナ(株)の皆さんのブースには多くの人々が見学し、盛況の様子でした。

## コンベンションシティとして機能する ポートアイランド

神戸国際展示場の位置するポートアイランドは、神戸市の誇る人口島です。島自体が、一つのコンベンションシティとしての機能を持っているように見受けられました。同展示場への交通アクセスも、三宮駅からポートライナーで約10分と至便さは特筆すべき点です。

将来、我が愛知県において、同じような大規模展示会を行う場合、大いに参考にすべきではないかと実感した次第です。

### ウェステック'93開催予定

●日時／平成5年7月14日(水)～17日(土)

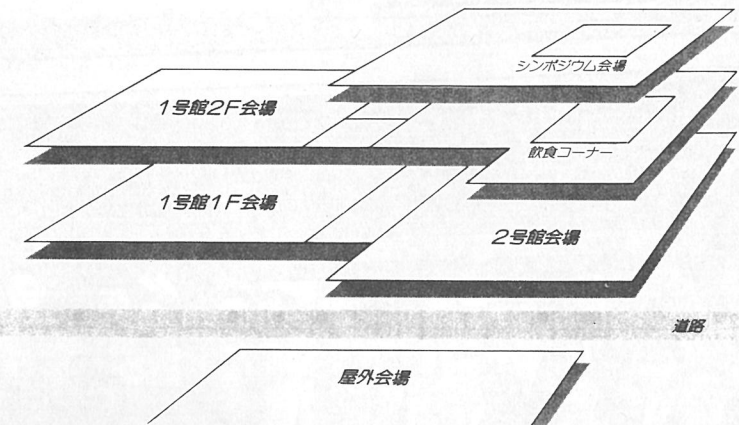
●会場／日本コンベンションセンター

(幕張メッセ)

## 出展会社のパンフレットを 収集・整理いたしました。

今回のウェステック'92に出展された企業の出展内容、製品がわかるようにパンフレットを各分野ごとに整理いたしました。協会の資料として、事務局に常時保管してありますので、ご希望の方はいつでも閲覧ができます。お気軽に事務局までお申し出ください。

## 展示会場イラスト



## ■ウェステック'92廃棄物処理・再資源化展概要

|       |                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 場   | 神戸国際展示場                                                                                              |
| 主 催   | 国際コンベンション株式会社                                                                                        |
| 共 催   | 財団法人 クリーン・ジャパン・センター                                                                                  |
|       | 財団法人 日本環境衛生センター                                                                                      |
|       | 社団法人 全国産業廃棄物連合会                                                                                      |
| 特別協力  | 財団法人 神戸国際交流協会                                                                                        |
|       | 環境公害新聞社                                                                                              |
| テ ー マ | 住みよい日本ときれいな地球                                                                                        |
| 目 的   | 廃棄物処理・再資源化の技術・関連機器・システムの開発・生産・施工・供給を行っている企業・団体と、それらを利用する企業・団体に呼びかけ、その成果と今後の方向を総合的に展示し、よい良い環境創出に寄与する。 |
| 名 称   | ウェステック'92                                                                                            |
|       | 廃棄物処理・再資源化展                                                                                          |
| 会 期   | 1992年9月17日(木)～20日(日)                                                                                 |
| 後 援   | 厚生省 通商産業省 環境庁 運輸省 農林水産省 公害防止事業団 大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 兵庫県 和歌山県 大阪市 京都市 神戸市                 |
|       | (順不同)                                                                                                |
| 協 賛   | あき缶処理対策協会 アルミ缶リサイクル協会 FRP漁船研究会 (社)型式浄化槽協会 (財)家電製品協会 ガラスびんリサイクリング推進連合 (社)経済団                          |

体連合会 (財)古紙再生促進センター (社)産業公害防止協会 (社)食品容器環境美化協会 石油連盟 (社)セメント協会 全国環境整備事業協同組合連合会 全国漁業協同組合連合会 (社)全国浄化槽団体連合会 (社)全国都市清掃会議 (社)全国木材組合連合会 鉄鋼スラグ協会 (社)日本施設園芸協会 (財)日本住宅・木材技術センター (社)日本アルミニウム連盟 (社)日本化学工業協会 日本ガラスびん協会 (社)日本環境衛生工業会 (財)日本環境協会 (財)日本環境整備教育センター 日本環境保全協会 (社)日本乾電池工業会 (社)日本建設業団体連合会 (社)日本産業機械工業会 (財)日本産業廃棄物処理振興センター (財)日本消費者協会 日本製紙連合会 日本チェーンストア協会 (社)日本蓄電池工業会 (社)日本鉄鋼連盟 日本廃棄物コンサルタント協会 日本廃棄物処理技術管理者協議会 日本百貨店協会 日本プラスチック有効利用組合 (社)日本包装技術協会 廃棄物学会 (財)廃棄物研究財団 (社)プラスチック処理促進協会 PETボトル協議会 水処理技術研究会 (順不同)

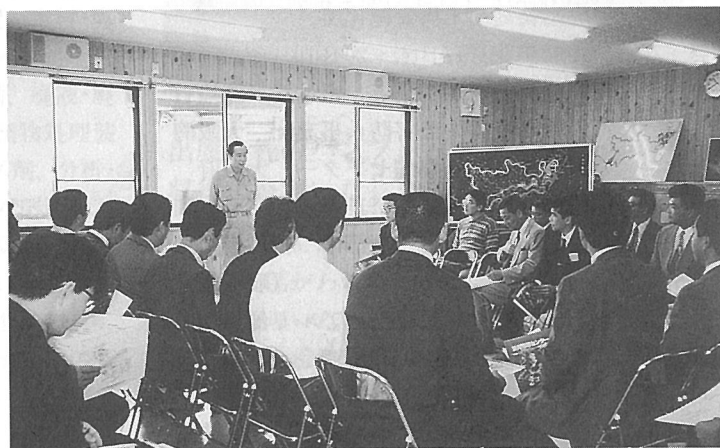




去る9月18日(金)から19日(土)の2日間にわたり、交流委員会担当9月例会『神戸研修旅行』が行われました。今回の研修旅行の主旨は、兵庫県産業廃棄物協会の青年部会メンバーとの合同研修及び親睦、ウェステック'92の見学です。

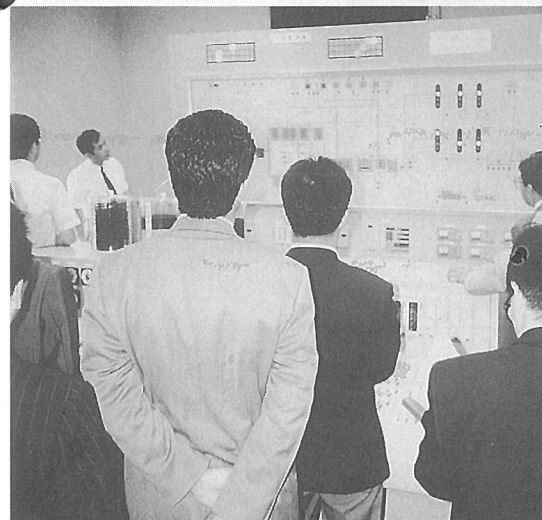
当日は、JR名古屋駅新幹線入口前に集合。協会より安井専務理事に同行していただき、一行は一路神戸へ。JR新神戸駅に着き、兵庫県産業廃棄物協会青年部会の皆さんと合流した後、最初の見学地である『神戸市淡河環境センター』へ向かいました。同センターは、神戸市所有の処分場であり、総面積138ha(埋立面積約35.5ha)、埋立容量は約770万㎡で平成2年11月より受け入れを開始しているとのこと。主要施設は、埋立ダム、洪水調節ダム、排水管理施設、計量施設、埋立管理事務所、周辺水路等からなっています。特筆

すべきは、廃棄物の処理管理にコンピュータが導入されている点です。廃棄物搬入者、搬入日時、品目、性状、量を全てコンピュータに入力、さらにいつどこへ埋立を行ったのか「記録」を行うなど事故等の防止に威力を発揮するシステムは、全国でも神戸市だけが導入している管理方式です。今後の処分場の在り方に一石を投じる試みだとい



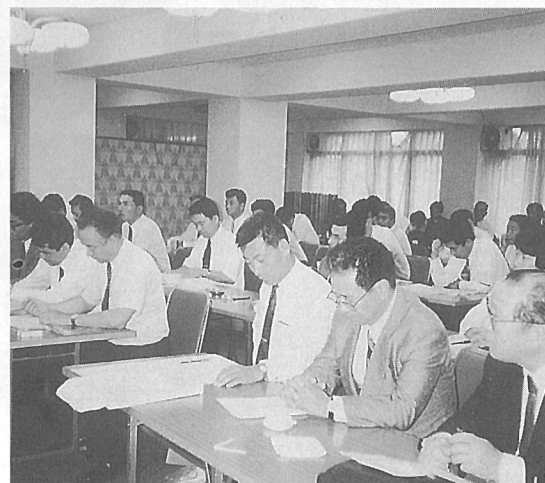
えるでしょう。

また、同センター内には『C・K・R・淡河ケミカル破碎施設』という廃プラスチック類及びゴムくずの選別・破碎を行う中間処理施設があります。この施設は神戸市所有ではなく、市の外郭団体であるC・K・R(クリーン・コウベ・リサイクル)の所有となっています。神戸近隣で盛んに生産されている合成皮革製品(ケミカル)の製造業者が出す廃棄物を、専門に処理しています。これは、

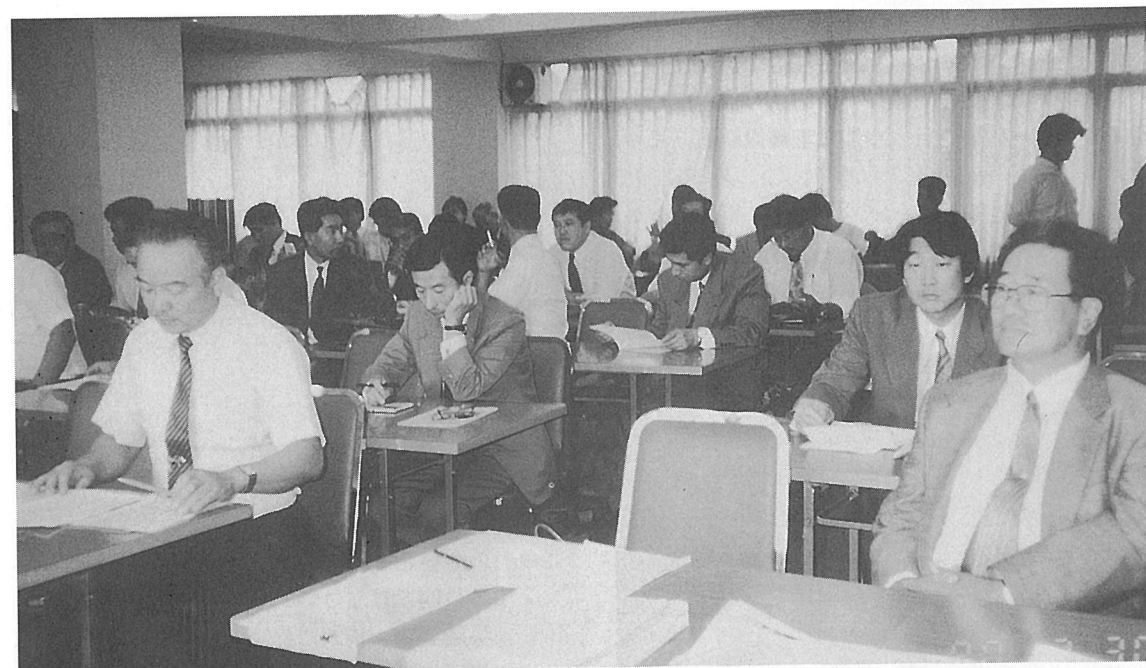


競争力の弱い企業の多いケミカル業界をバックアップする目的で設立されたということです。自治体が地場産業を間接的に保護し、産業振興に係る例は、処理施設を持たない排出業者、処理業者にとっては理想的な形ではないでしょうか。説明会のあと排水管理施設を見学した後、同センターを去り、次の見学地である六甲山へ。美しい風景を見ながらの昼食はまた格別、六甲山のあとは研修会場及び宿舎の須磨荘へ。

合同研修会では、兵庫県の産業廃棄物担当の中村さんより『廃棄物処理法改正に伴う税制上の優遇措置の創設及び特定災害防止準備金制度』について、兵庫県産業廃棄物協会田上理事より『盲導犬について』、同迫平監事より『須磨の今昔』、同寺山理事より『リサイクル事業の現状と対策』







と題し、多彩なテーマでお話をしていただきました。有意義な講義に参加者全員が聞き入るなど、忘れがたい印象を青年部会メンバー一同が受けた研修会は大成功のうちに終了しました。



### 県域を越え、大いに交流を深めた懇親会

須磨荘4階の大広間において行われた懇親会は、研修会の時の緊張した空気とは一変した、和やかでくつろいだムードの中始まりました。兵庫県産業廃棄物協会の芝副会長の挨拶のあと、乾杯が行われ、いよいよ懇親会です。県域、年齢を越えて、交流を深め合う両青年部会メンバー達。笑い、意気投合し、熱く語らうひととき……。盃を交わしながら談笑が続き、カラオケを歌うメンバーもい

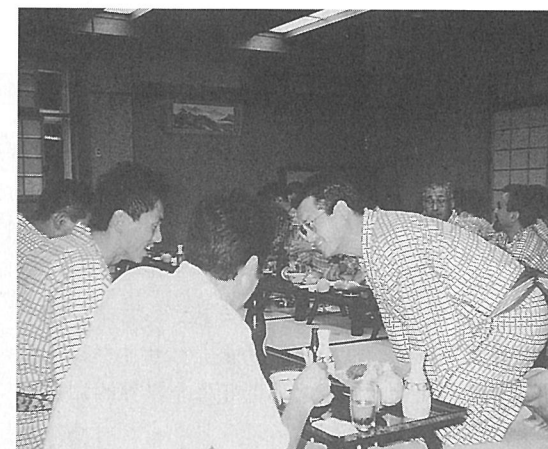


て、両青年部会メンバーに一体感が。楽しいひとときも瞬く間に過ぎ、やがてお開きの刻に。来年は愛知県で合同研修会を開催しましょう、との相木青年部会長の言葉に大きな拍手が巻き起こるなど、大いに盛り上がった懇親会でした。

19日は、昨夜の楽しい余韻に浸りつつ、神戸国際展示場へ『ウェステック'92』見学に向かいました。廃棄物処理・再資源化技術の最新技術、最新情報に触れ、大いに有益な時を過ごした青年部会の面々。神戸研修旅行の大成功を実感しつつ帰名し、この研修旅行は幕を閉じました。

●日時／平成4年9月18日～19日

●参加人員／25名





## 『埋立地を植物園に 再開発』

日本だけでなく世界的に増大している産業廃棄物。適正処理、二次公害の防止、リサイクル、跡地の有効利用など、抱える問題は全世界的に共通しているといえます。そこで今号から、海外の産業廃棄物処理の動向にスポットをあて、さまざまな事項をレポートしてまいります。

### 環境美化に向けて 埋立地の有効利用

ある地域に埋立地（ゴミ処理用）を造ることは下水道処理工場の建設を提案することと同じくらい政治的に話題をよぶことである。騒音、臭いの問題、またさらに深刻な地下水汚染や土地の価格下落の問題などで、住人が即座にそのような提案に対して反対運動をおこす。しかし埋立地が最初からあった場合はどうか。

こうしたケースはロサンゼルス地区ローリング・ヒルズ (Rolling Hills) 及びパサデナ (Pasadena) でおこっている。パロス・ベルデス埋立地の歴史は、かつて埋立地として利用された場所の存在が地域の格式に多大な影響を永久的におよぼすとはかぎらないことを証明している。地域住民及び地域職員双方によるわずかな創造性と努力でベストな状況を引き出すことができるのである。

カウンティ（都市）の衛生局は1957年に地下埋込み式のゴミ廃棄処理用に291エーカーの土地を手に入れた。ここは1929年から1956年にかけて露天掘り式の鉱坑として使用されており、100万トンに及ぶ2原子、建築資材がここから掘り出された。

衛生局はここを4区画に区切り、最後の区画を1980年まで使用していた。1957年から1980年までにトータルで236億トンの廃棄物がここに捨てられ



ロサンゼルス (Los Angeles)

た。そしてそのうちの183億トンは150フィートの深さのメイン・パーセルに埋められた。

危険廃棄物は1964年から1980年の間ここに捨てられ、その廃棄方法はインジェクション・ウェル、液化廃棄穴及びドラム缶で埋めることがあった。1965年4区画のうち最も東にある区画1は閉鎖され、これにむけて1950年代後半からさまざまな市民団体がその利用法を検討してきた。そのグループのひとつがカウンティの管理委員会にコンタクトをとり庭園として利用するよう要求した。

管理委員会ではこれを承認し土地をロサンゼルス・カウンティの森林植物園局の管轄においた。そして1961年ローリング・ヒルズ側から植林が開始された。

### サウス・コースト植物園の誕生

東区画を87エーカーの植物園及び4エーカーの池にする計画は1965年の植林から開始された。サウス・コースト植物園 (South Coast Botanical Garden) はその開設時からなかなかの盛況である。年間10万人がこの公園を訪れ、入場料はひとり3ドルである。

植物園の維持を担当しているのは生物学及び植物学に詳しい6人のカウンティのスタッフである。役割は植林、植物園の維持及び散水で、スタッフはここ数年間でこの普通でない土地に適する植物もわかってきた。

基礎的な条件は、植物の根が埋立地の土層3フィートの土壌以上に伸びないものが適しているということである。『そうでないと、木が倒れてしまうんです。』とスタッフの一人は語る。

スタッフには雑草抜き、ゴミ収集といった通常の管理を行う契約スタッフが補われている。



### ガス・ツー・エネルギー施設

(Gas-to-Energy Facility)

この地域をより有効に利用するため、バックアップ発火設備付ガス・ツー・エネルギー衛生施設が1988年に完成した。サウス・コースト植物園がある区画を含めたパロス・ベルデス埋立地には、445のガス収集用ウェルとメタンガスをパロス・ベルデス埋立地ガス・ツー・エネルギー施設に送る溝があり、メタンガスはそこで1万戸分に相当する電力エネルギー発電のために燃やされる。

### 新規基本計画

サウス・コースト植物園では今あるギフトショップを壊して広いギフトショップを建設したり、植物園の入場者に提供している現在のフード・サービスを拡張するなどの改善計画もある。さらに基本計画ではまだ未使用のパロス・ベルデス埋立地の区画2、3、5、6の開発に着手することを盛り込んでいる。これは最近管理委員会の承認を得た。サウス・コースト開発計画では18ホールのゴルフコースや周囲に乗馬用の小道があるクラブハウス施設の開発を盛り込んでいる。

計画は承認されたが、建設開始までにはあらゆる環境事務所の承認が必要である。承認を得た後で開発業者からゴルフコースの設計及び建設の入札を募る。

しかしこの計画は簡単なことではない。予定さ

れている区画では1965年から1990年のあいだに10フィートを越える地盤沈下がおきているからである。地盤沈下は1990年代もほぼ同じペースで進むと思われる。

### 地下水汚染

もう一つ重要な問題は、1980年半ばに埋立地の地下水汚染が検出されたことである。汚染物質はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニル、ベンジン及びトルエンである。1986年来、衛生局ではこの状況を継続的にモニターし健康上有害と思われる物質の検出に努めている。

JTB発行 INFOTREND

『特集 産業廃棄物』より資料提供





## こんにちは 会社訪問記

廃棄物処理ニーズにスピーディに対応  
クリーンな仕事を心がけています。

### 有限会社三洋サービス

(名古屋市中千種区)

収集運搬から中間処理、最終処分場までトータルに廃棄物処理を手掛けられている有限会社三洋サービスにお伺いし、新美實社長と新美三良専務取締役役にお話をいただきました。

——かなり以前から、廃棄物処理に携わっておられるということですが。

新美社長(以下社長に略)『創業が昭和39年ですから、かれこれ30年近いですね。』

——この仕事を始められるきっかけは何ですか。社長『創業当時、すでに多くの工場や企業で廃棄物の処理方法が問題となっていました。経済成長期でもあり、これから廃棄物処理ニーズがもっと高まるに違いないと考え、廃棄物処理業に参入したわけです。』

——現在、主に何を取扱っているのですか。

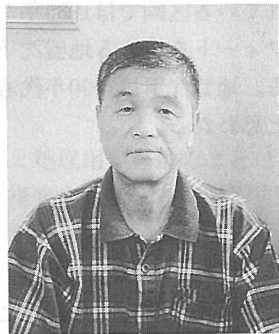
社長『主に建設廃材、ガラス及び陶磁器くず、そして廃プラスチックなどですね。愛知県全域にわたり廃棄物を引き受けています。』

——仕事を行うにあたり、常に気をつけていることはどんなことですか。

社長『まず、収集時間を必ず守る。クリーンな仕事をする。引き受けた仕事はその日のうちに処理する。つまり“約束”を守ること、これに尽きると思います。』

——中間処理や最終処分も行っているということですが。

社長『はい。破碎施設と最終処分場を保有しています。最終処分場は、できる限り長く利用できるよう心掛けています。処分場不足の折、用地取得はさらに困難になりますし。』



新美 實社長



社名/有限会社 三洋サービス 所在地/名古屋市中千種区仲田一丁目5番20号  
代表者/新美 實 設立/昭和39年 従業員/20名  
TEL/052(711)2395 モットー/『約束を守る』  
保有車輛/20両 重機、その他/4両 事業所/本社、港工場、三好現業所  
営業種別/収集・運搬、中間処分・埋立て処分  
取扱物品/燃えがら、廃プラスチック、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材

——リサイクルがいま話題となっていますが、これについてどんなご意見を持っていますか。

社長『当社は以前、再生品として“擬木”を開発し、市場に出したことがあるんですよ。おそらく、処理業者として名古屋で初めてリサイクル製品をつくった会社になると思います。製品自体はみなさんからお誉めの言葉を頂きましたが、まだリサイクル製品が利用されるには時期尚早でしたね。採算の問題もあり“擬木”の生産は打ち切ってしまいました。』

——ようやく最近、リサイクルに対する関心が高まりつつありますが。

社長『そうですね。“擬木”についても有効な利用方法が出、ニーズが高まればそのうち再開したいと思います。』

新美専務取締役『リサイクルは、一人ひとりの意識改革、リサイクルに対する配慮がなければ成し得ないと思います。もっと地域ぐるみでリサイクル活動が行われれば、人々の意識も徐々に高まってくるでしょう。私たちとしても、“擬木”のみならず再生可能なものについては、どんどんリサイクルに取り組みでいきたいと考えています。』

盆栽、釣り、書道が趣味という社長。野球のことならまかせてほしいという専務。リサイクルは、一企業だけでなく協会で取り組むなど、大きな組織で行うことが必要とおっしゃるお二人。ますますのご活躍を期待しています。

## こんにちは 会社訪問記

どんな車輛でも取扱っています。  
アフターサービスは万全の体制。

### 中部環境整備車輛販売株式会社

(愛知県大府市)

JR共和駅近くにあるファッショナブルな建物が目じるし。産廃業に欠かせない特装車の販売会社として知られる、中部環境整備車輛販売株式会社。共和モータースショールームと同じ敷地内にある事務所に伺い、佐治社長に事業内容についてお話をいただきました。

——創業されたのは何年でしょうか。

佐治社長(以下佐治に略)『当社は、昭和49年に系列企業の共和モータース特装車部門としてスタートしました。現在のように法人化したのは、昭和56年です。』

——何がきっかけで、特装車販売を手掛けられるようになったのですか。

佐治『そもそも、共和モータースが発足した昭和30年頃、大府衛生さんの依頼でバキュームカーのようなものをつくったことが始まりでしょうね。とはいえ、当時“バキュームカー”というものはありませんでしたから、三輪車に四角いハコをつけただけのご簡単なものでした。』

——現在の事業規模を教えてくださいませんか。

佐治『愛知、岐阜、三重の三県下で特装車の販売をしています。当社の特徴は、基本にお客様の注文を受けて車輛をつくる、という形をとっていることですね。もちろん車輛の製造はしませんよ。ご希望の車体、エンジンをメーカーから購入し、当社が契約している車輛改造の会社で諸々の装備を搭載してもらい、完成した後に納品をするわけです。単に特装車をそのまま売る、ということは



整備工場



社名/中部環境整備車輛販売株式会社 所在地/愛知県大府市共和町八丁目2-20 代表者/佐治肇生 設立/昭和56年 従業員/7名  
TEL/0562(47)7395 事業所/本社、富木島営業所、整備工場  
系列会社/株式会社共和モータース

ほとんどありません。』

——特装車は、特に安全性がとく重視されますが、どんなことに気を配っていますか。

佐治『しっかりしたアフターサービス体制を整える、ということに尽きます。当社は販売会社ですが、メンテナンスを中心としたアフターサービスは仕事量の中でも高いウエイトを占めています。むしろ、アフターが主体といってもいいくらい。車輛故障が起きた時、迅速に対応できるように出張先で全ての修理ができる装備を持つ4tトラックを2台購入。現在その力をフルに発揮しています。従来、特装車の整備はけっこう面倒だったのですが、この出張メンテナンスを行うことによりユーザーの煩わしさが解消されるのではないかと思います。また、88ナンバー車の車検ができる設備も整備工場にあるなど、けっこうフットワークは軽いですよ。』

——最後に、今後の事業展望を聞かせていただけませんか。  
佐治『新車販売からユーズドカーまで販売体制を広げ、もっとお客様のニーズにキメ細かくお応えできるよう努力していきたいですね。』  
興味があることなら、どんなことでも見てみたい。そのためには手間もいとわない、とおっしゃる佐治社長。その旺盛な好奇心を活かして、これからも活躍してください。

### 社訓

1. 仕事に責任を持ってやりぬく
2. 仕事については、誰にも負けない
3. 常に仕事の改善をはかる
4. 自分への自信を育てる
5. 常に深い教養と高い知識を得る努力をする
6. 力を合わせ職場全体の成績をあげる

株式会社 共和モータース



こんにちは

## 会社訪問記

快適な環境

美しい街づくりをめざして。

### ミナミ産業株式会社

(西春日井郡師勝町)

産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬からリサイクル事業、各種清掃業及び建築物の清掃業務、各種自動車の売買及びリースなど、幅広い事業内容を手掛けるミナミ産業株式会社に伺い、南野社長、総務の板橋さんにお話を伺いました。

——まず、この仕事を始められたきっかけを教えてくださいませんか。

南野社長(以下南野に略)『当社は昭和48年に創業したわけですが、この愛知県に来る前は東京で私の親戚がやっていた廃棄物処理業を手伝っていましたね。その当時、NHKとか、帝国劇場、霞ヶ関ビル群から出る廃棄物量の多さに驚いたものです。最初は手伝いのつもりだけでしたが、親戚の“これからは紙くずから放射性廃棄物まで取扱う時代が来る。そのためには大学卒の人材が必要になる”



南野社長

という言葉に動かされて、この業界でやってみようと思いました。名古屋に来たのはたまたま親戚がいたから。』

——運営方針を教えてください。

南野『業務の効率化を図ること、これに尽きます。そして、廃棄物処理業から廃棄物処理企業へと早く生まれ変わるよう努力することです。今後は、絶えず自己研鑽を行っていかないと、生き残れないと思います。淘汰の時代です。人づくり、組織づくりを通してオーソドックスに一步一步、企業体として力をつけていくことを心掛けています。』

——福利厚生についてはどのようにお考えですか。

南野『快適な職場環境で仕事に取り組めるよう、20坪程の従業員用の休憩室をつくりました。シャワー室と男女別々のトイレ、雑誌とテレビを置いたりラックスルームにはリクライニングチェア—



社名/ミナミ産業株式会社  
所在地/師勝支社: 愛知県西春日井郡師勝町鹿田579-3  
代表者/南野 昇 設立/昭和49年 従業員/50余名 保有車両/50台  
TEL/0568(23)1111 好きな言葉/「気」  
事業所/本社、師勝支社、7営業所 営業種別/収集運搬  
取扱目/燃えがら、汚泥、廃プラスチック、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材

もあります。氷入りのコカ・コーラが60円で飲めるようにもしています。』

板橋さん(以下板橋に略)

『3~4カ月に1回、夕食会を開いています。ビアガーデンでパーティーを行ったこともあります。』

南野『将来は、リゾートホテルのレストランと事務所がドッキングした快適な施設をつくりたいと考えています。』

——今後の展望を教えてください。

南野『先見力と確かな分析力があれば、短期的に事業がいきなり傾くということはありません。3~5年のスパンでは何の心配もしていません。ただ、3年後に本社ビルが完成した時点で、総力を上げて次の事業の開発に入ります。後継者に、全くのゼロから事業を興すにはどれだけ努力が必要か、というノウハウを継承させたいと考えています。』

板橋『これからはPRの時代です。当社をどんどんPRして、従業員100名体制にしたいですね。』

——最後に社長の趣味を教えてください。

南野『趣味は遊びです。来年、シベリア、ヨーロッパ13カ国20都市を35日間で回る旅行に行きます。全て自分でコーディネートし、リサーチ能力を頼りに行く旅は最高ですよ。』



休憩室

こんにちは

## 会社訪問記

クリーン焼却システムで

高感度快適社会へ。

### 株式会社DAITO

(愛知県瀬戸市)

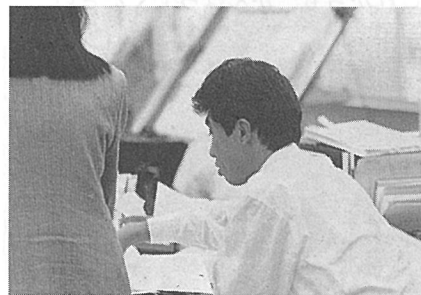
今年4月、大東三進㈱から焼却炉・環境機器製造販売メーカーとして独立した㈱DAITOに訪問し、事業内容等を谷口取締役エンジニアリング事業部長、野末企画推進本部部長代理にお話を伺いました。

——事業内容を教えていただけませんか。

谷口取締役(以下谷口に略)『廃棄物焼却システムの製造・販売、熱機器類の製造・販売、プラントエンジニアリング、コンピュータ周辺機器の研究開発、ソフトウェアの研究開発、ファインセラミックスの開発・販売を手掛けています。焼却炉を実際に製造・販売しはじめたのは、昭和37年です。小型焼却炉に関してはパイオニアですね。』

——廃棄物処理に対する基本姿勢を伺いたいのですが。

谷口『当社独自の燃焼技術と焼却技術をベースに、“人と自然”が互いに共存・繁栄できる心地よい社会づくりを通して、環境保全に取り組むことです。私の所属するエンジニアリング事業部は、時代にマッチし、ユーザーニーズに合った適切な焼却炉をお届けする部門です。産業廃棄物の焼却施設も担当しています。』



エンジニアリング事業部

——取扱う焼却炉の種類はどれくらいありますか。野末部長代理(以下野末に略)『産業廃棄物関連にとどまらず、学校向け、一般工場向けの小型焼却炉から大型焼却炉まで種類は豊富です。簡単にご説明しますと、一般家庭・学校・事務所・工場等から排出される廃棄物焼却用の雑芥炉、給湯・暖

房等の温水利用に利用できる高分子炉からレストラン・ホテル・食品工場等で排出する廃棄物焼却用の厨芥動物炉、医療廃棄物専用炉、そして建設廃棄物専用の焼却炉や可燃性粗大ゴミ焼却設備などの特殊炉に大きく5つに分けられています。』

——次に技術開発面について、少しお話していただけないか。

谷口『技術センターに開発部があり、そこで日夜研究・開発を行っています。』

野末『この技術センターでは、大学の研究陣とチームを組み、共同で研究を行っています。先般、計器自動制御学会において、燃焼機器に対する研究・開発に取り組んだ論文が特別表彰を受けました。しかし、私たちはこの事実を燃焼機器の開発に対する1つの通過点としてとらえています。』

——社のモットーを教えてください。

谷口『モットーと少し違いますが、“高感度快適社会へ”をキャッチフレーズにしています。エコロジー産業の担い手であり、快適環境をつくり出すクリエイターとしての方向性を表しています。』

——最後に、今後の展望をお聞かせください。

谷口『多目的な焼却炉を開発し、焼却時に発生する熱エネルギーを100%有効利用できるよう取り組むことですね。また、海外への事業展開も精力的に行い、総合環境機器メーカーとして、実績を築いていきたいと思っています。』



社名/株式会社DAITO 所在地/愛知県瀬戸市泉町75番地  
代表者/井上浩男 設立/平成4年 従業員/300人  
TEL/0561(21)9111 代 キャッチフレーズ/『高感度快適社会へ』  
事業所/本社、2営業本部、5支店、11営業所、2工場、1事業部、技術センター  
事業内容/廃棄物焼却システムの製造・販売、熱機器類の製造・販売、プラントエンジニアリング、コンピュータ周辺機器の研究開発、ソフトウェアの研究開発、ファインセラミックスの開発・販売



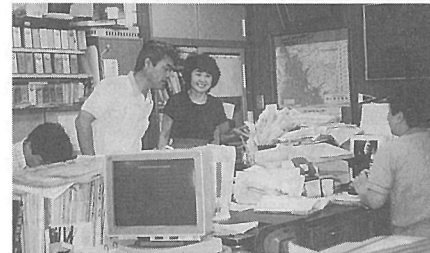
## こんにちは 会社訪問記

親切・丁寧・正確をモットーに、  
常に最高のサービスを行いたい。

### マルサ建運株式会社

(名古屋市緑区)

昭和42年創業以来、地道な活動と自主独立を重んじた運営方針で業績を着実に伸ばしてきたマルサ建運株式会社。名古屋市緑区の本社におじゃまし、監査役経理部長の浦田さんにお話を伺いました。——まず、社名の『マルサ』は何か由来があるのでしょうか、どんな意味があるのでしょうか。浦田『このマルサという言葉は、そもそも一語ではなく“丸く、平均して”という意味のマルに、Smile（笑顔）、Service（奉仕）など英語の“S”を頭文字にしたサ行の言葉からサービスの“サ”をつけた造語なんです。』



事務所風景

——では、どんな品目を取扱ってみえますか。浦田『当社の主力は、社名の“建運”の通り建設廃材で、90%以上を占めています。今後もこれを軸に、取扱い品目を増やしていきたいと考えています。』——現在、最終処分場を申請中だそうです。浦田『はい。いま埋立してしている処分場が、もう少しで終わりますので、次を確保しておかねばいけませんからね。今年中には認可が出ると思います。また、焼却炉を来年に完成する予定で動いています。』——マニフェストの普及についても、独自に活動されていると聞きましたが。浦田『マニフェストの普及もそうですが、お客様にお知らせすべき情報を常に収集し、毎日200~300通の手紙を発送しています。この仕事は、お客様の深い理解があってこそ成り立つものだと思います。』



浦田監査役経理部長

す。相互理解があって初めていい仕事がさせていただけるはず。マニフェスト普及のための講習会も実はその一環です。産業廃棄物処理も、このマニフェストの正しい利用法が今後、普及するかどうかにかかっていると思います。——仕事を進める上で、常に気をつけられていることは何でしょうか。浦田『社のモットーを“親切・丁寧・正確”とし、これを心掛けることです。これはそのままお客様への最高のサービスになると思います。お客様に当社の収集運搬車に同乗していただき、廃棄物の流れを直に知っていただく見学会を行ったり。適正処理現場を見て理解していただくことで、より安心して仕事を任せいただけるようになりましたね。』——最後に、将来についての展望をお聞かせいただけませんか。浦田『収集運搬から中間処理、最終処分まで一貫して自社で対応できるシステムづくりを行っていきたいと思います。“最後まで責任を持って安全に処理いたしますから、お任せください”と言えるような会社にしていきたいですね。』にこやかで優しい口調ながら、ご自分の意見を言われる時の毅然とした態度が印象的な浦田監査役経理部長。これからも、がんばってください。



社名/マルサ建運株式会社 所在地/名古屋市緑区鳴海町字乗鞍67-55  
代表者/浦田三和 設立/昭和53年 従業員/125名  
TEL/052(876)5948代 モットー/「親切・丁寧・正確」  
保有車両/120台 営業種別/収集運搬、中間処分、埋立て処分  
取扱い品目/汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず等、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材

## こんにちは 会社訪問記

明るく輝く街づくりをめざして  
美しく、丁寧に、迅速に処理いたします。

### 有限会社明輝クリーナー

(愛知県豊橋市)

緑あふれる渥美半島の付け根、豊橋市のほぼ中央に位置する有限会社明輝クリーナー。中間処理に積極的に取り組んでいらっしゃるという小島社長、村田主任に事業内容、協会への要望等、お話を聞きました。

——いつ創業されたのですか。小島社長（以下小島に略）『昭和47年、私が20才の時にこの仕事を始めました。翌年、廃掃法の改正と同時に豊橋市一般廃棄物処理業許可業者となり、本格的に事業をスタートしたわけです。そして、昭和52年に当社を設立しました。』

——現在の従業員は何名いらっしゃいますか。小島『55名です。』——社訓を教えてください。小島『社訓は“みんなに信頼される仕事”です。やはりこの業種は信頼があってこそできるものだと思いますから。』

——では、従業員教育で特に注意されている点は何でしょうか。小島『収集運搬を主力としていますので、ドライバーの運転マナーには細心の注意を払って教育しています。街を走る時には、汚水を飛散させたり、廃棄物を落とさないよう、基本を徹底。あわてず、急がず、節度を持って安全運転を行うように指導しています。また、従業員一人ひとりの能力も当然異なるわけですから、本人の希望も考慮しながら適材適所への配置を心掛けています。いい汗を流して働いてもらいたいですからね。』



小島社長

——福利厚生については、どのように考えていらっしゃいますか。小島『ボーリング大会、ソフトボール大会、食事会など従業員のコミュニケーションの場づくりを

できるだけ多くつくれるように努めています。また、浜名湖に会員制のリゾートホテルを保有し、従業員に解放しているのですが、まだまだ浸透していないようです。もっと家族で使ったり、仲間同士の遊びの拠点にしたりと、自由に利用してほしいですね。』——休日体制はどのように取り組んでいますか。小島『従業員をA班B班の2つに分けた、交替制で休む隔週の土・日週休二日制を採っています。』——ところで、社名の由来は何か意味があるのですか。小島『私の名前の晃という字が、辞典で調べると“明るく輝く”という意味があり、ここから取って命名しました。』

——そういえば、車両のカラーリングも明るくカラフルになっていいですね。村田主任『実はこのデザインは、私がしたものなんです。見よう見まねでやったんですよ。』小島『まだまだ、この業界はよくないイメージで世間から見られています。少しでもイメージアップにつながることを、どんどんやっていくべきでしょうね。』



村田主任



社名/有限会社明輝クリーナー 所在地/愛知県豊橋市若松町中山101番地の34  
代表者/小島 晃 設立/昭和47年 従業員/55名 保有車両/35台 設備  
機器/20機種・260台 TEL/0532(25)1026 社訓/「みんなに信頼される仕事」  
事務所/本社、廃プラ破碎処理施設、リサイクル施設、減量化システム施設、大型  
破碎処理施設  
営業種別/収集運搬、中間処分 取扱い品目/燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、ダスト類、汚泥と廃油の混合物



# 『ハーマシール工法新工場完成』

(株)東伸サービス

去る8月6日、(株)東伸サービス(本社:愛知郡日進町大字浅田字平子4-622、☎052-801-0775、中野弘道社長)日進研究所において、中間処理と最終処分概念を新しく塗り変える技術として注目される『ハーマシール工法』の新工場竣工式が行われました。当日、式典には来賓、当協会会員や県内外の自治体、関係団体から約120名が参列し、新中間処理工場の竣工を祝いました。

## 廃棄物を廃棄物にしない『ハーマシール工法』

ハーマシール工法の特徴は、大きく分けて廃棄物の無害安定化、減量化、再資源化の3つに集約されます。ハーマシールは、廃棄物を特殊なシートと補強金棒を備えたプレス型枠に入れ、驚異的な圧縮強度を誇るコンクリート製造技術に応用して一体成型を施した製品である。従来のコンクリート製品の圧縮強度は、150kg/cm<sup>2</sup>~300kg/cm<sup>2</sup>。ハーマシールの場合は1200kg/cm<sup>2</sup>~1300kg/cm<sup>2</sup>と堅牢で高密度な圧縮強度を持つ。さらに特筆すべきは、処理時に100tのプレスで廃棄物を1/2~1/5に圧縮固化することにより、処理量を通常の2倍~5倍に増加可能にしたこと。また、廃棄物をシートに封入する際に内部を真空パックし、廃棄物とコンクリートの接触によるコンクリートの腐食防止に成功した点にある。廃棄物の浸出汚染、地下水汚染などの二次公害を防止し、その強固な耐久性を生かし二次製品(資源)としても利用可能。処分場のコンクリート槽、よう壁やえん堤、軟弱地盤の改良、土木・建設資材等に利用できるとあって、自治体や業界から注目を浴びている。



コンクリート型枠脱型



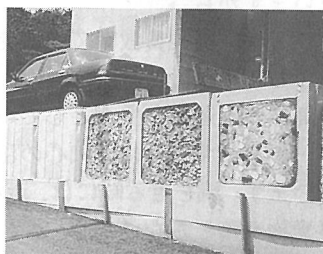
新工場見学風景

## マスコミが精力的に取材

竣工式当日は、TV局の取材も行われ、ハーマシール工法に対する関心の深さがうかがわれました。とりわけNHKは、特集を組みたいとの要請を出し、後日放送が決定しています。

## 自治体も導入を検討

廃棄物処理に頭を悩ます地方自治体から、同工法に対する問い合わせが多数あり、導入を本格的に検討している地方自治体も出ているようです。『この日進研究所に設置した施設は、本格稼働を目的としたものではありません。地方自治体、処理業者、排出事業者の皆さんに広くハーマシール工法を知っていただくためにつくられた、いわばテストプラントです。今後、説明会を開きながらハーマシール工法のメリットを啓蒙していきたいと考えています。』と中野社長は語っています。



ハーマシール断面図

## 既に海外において特許を取得

現在、特許を申請中のハーマシール工法であるが、海外における特許は既にアメリカ、台湾の2カ国で取得。その他の国々の企業からも、同工法に対する問い合わせが来ているとのこと。日本よりもまず世界で、ハーマシール工法が高く評価されているようです。

同社は今後、廃棄物処理からリサイクルまで、ハーマシール工法の普及を通じ、廃棄物の有機的な処理・再生法をさらに模索していく考え。

# 『新設 大型焼却炉稼働』

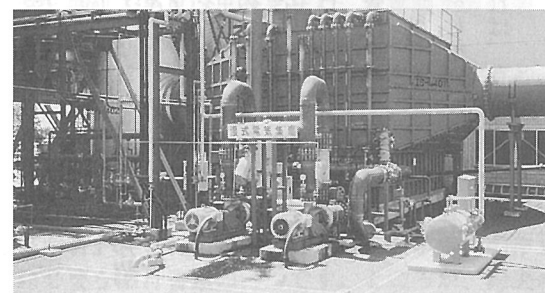
豊田ケミカルエンジニアリング(株)

全国最大級の産業廃棄物処理業、豊田ケミカルエンジニアリング(株)(本社:名古屋市、半田工場:半田市日東町1番30、☎0569-22-5028、後藤公男社長)が、年々急カーブを描き増大する産業廃棄物を処理すべく、半田工場に大型焼却炉の3号炉を新設。去る8月4日より運転を開始しています。

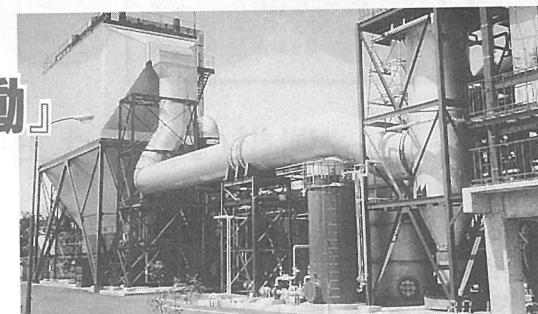
## 処理能力倍増 大型焼却炉

処理能力は年9万トン、従来の1号炉(処理能力/年3万トン)、2号炉(処理能力/年4万5千トン)を合わせた総処理能力を上回る実力を持つ。ただし1号炉は、3号炉が本格稼働する段階において破棄される予定である。2号炉と3号炉の総処理能力を合わせると年に13万5千トンとなり、ほぼ倍増に近い処理能力アップになります。これは、産業廃棄物の安定した大量処理を実現する上で心強い出来事といえます。3号炉の特徴は、その処理能力にあることは先に述べましたが、その他に排ガス浄化施設を従来に比べさらに強化したことが特筆されます。乾式電気集塵機とともに湿式電気集塵機(イオンスクラバー)を導入し、今までに処理が困難であった極微小なばいじんを回収することが可能になりました。環境保全に対する関心の高まりに呼応した措置といえます。

同社は廃液焼却を行う全国でも限られた企業と



湿式電気集塵機(イオンスクラバー)

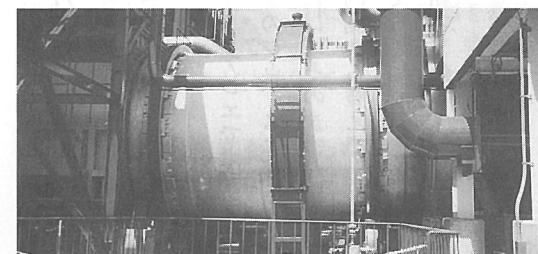


しても知られています。3号炉では、焼却設備を汚泥や油泥、固形物用と廃液用に分け、それぞれ焼却するという方式を採用。廃液は、燃焼カロリーの高い汚泥や油泥等の焼却時に出る廃熱を利用し焼却するなど、炉内で発生する熱エネルギーを効率よく回収しています。さらに廃熱はスチームとして回収し、スチームタービンで誘引ファンの動力源として活用されています。

## 愛知県を中心に東海地区で活躍

同社は汚泥、廃油、プラスチック類など13種類に及ぶ廃棄物を取扱っている。平成2年より医療廃棄物処理も手掛け、県内の約200カ所の病院から注射針などを回収。専用のプラスチック容器ごと焼却を行っています。

また、環境保全企業であるという認識のもと、推進してきた無災害記録は2300日を突破し、ます

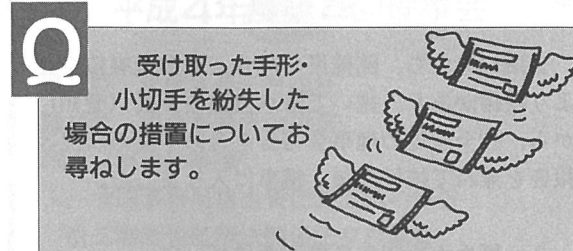


汚泥、キルン等の焼却炉。800~900度で焼却。

ます廃棄物の適正処理に意欲を燃やしている。今後、資源の有効利用面から、リサイクル事業のウェイトを高めていく方針ともいう。現在も行っている、潤滑油再生、有機溶剤蒸留再生はもとより、(財)クリーン・ジャパン・センターとの協力事業である有機系産業廃棄物を乾留熱分解し燃料油や金属回収を行う『乾留再資源化プラント』、有機汚泥等を有機肥料化する『コンポスト化プラント』など、リサイクル事業を一層推し進め、産業廃棄物を総合的に処理できる企業体をめざしたいとしている。



## 手形・小切手を紛失した場合の措置



受け取った手形・  
小切手を紛失した  
場合の措置についてお  
尋ねします。

- A**
1. 手形・小切手を紛失したからといって、あなたが手形・小切手上的権利を失うことはありません。しかし、手許に手形・小切手を所持しないため、手形・小切手上的権利を行使することはできません。第三者に手形・小切手を善意取得される恐れもあります。そこで、公示催告・除権判決の手续をします。公示催告・除権判決は、紛失した手形・小切手の効力を確定的に失わせる法的な手続です。その前になすべきことがあります。
  2. それは、まず、銀行に手形・小切手の紛失届を提出するとともに、支払差止の手続をとることです。緊急を要する場合には（小切手なら即日現金化されるかもしれませんが）、手形も支払期日が接近している場合は急ぎます）、正式の（銀行所定の）紛失届は後刻するとして、取り敢えずは電話連絡が必要でしょう。これは、当該手形・小切手について銀行が支払をしてしまわないように申し入れることの依頼にもなります。
  3. 振出人にも、手形・小切手の紛失のことを至急連絡して、振出人からも、銀行に、手形・小切手が取立にまわってきても支払わないように連絡して貰いたいと思います。直接振り出してもらった手形・小切手ならば振出人が判りますが、裏書譲渡を受けた手形・小切手——回り手形・小切手——ですと、手形・小切手の裏面をよく見ていないと振出人を思い出せません。裏書順を逆に遡って尋ねるしかありません。
  4. 銀行は、紛失届（盗難届も）を受理すると、その旨を手形交換所へ連絡します。
  5. 次に、警察署へ届け出ます。届け出るのは、盗難の場合、盗難のあった場所の所轄の警察署になります。盗難届を受けた警察署は、「盗難届受理証明書」を発行します。これは、公示催告の申立に必要な添付書類の一つです。ところが、紛失の場合ですと、警察署は、紛失届を受理しないことがありますし、受理しても「紛失届受理証明書」を発行してくれるかどうかは判りません（警察署によって扱いが違いますが、発行してくれない方が多いのではないのでしょうか）。

- この場合は、申立に必要な、添付書類である「紛失届受理証明書」に代えて、紛失に至った場所と日時（場所が判っていれば紛失にならないというのは理屈で、考えられる場所をできるだけ限定して記載します。日時についても同じ）、事情・経緯・捜した経過、期間、結局発見できなかったことなどを具体的に記載した上申書を作成して申立の添付書類とします。
6. 手形・小切手の振出人の「振出証明書」も添付書類の一つです。法定の手形・小切手要件で当該手形・小切手を特定します。このほか、手形番号・小切手番号も当該手形・小切手の特定に必要かもしれませんが、振出人が耳に要件を書いていないと番号までの特定は困難かもしれません。
7. これらの書類、すなわち「紛失届受理証明書」またはこれに代わる「上申書」および「振出証明書」を添付して、支払地を管轄する簡易裁判所に公示催告の申立をします。これには、目録類を数枚から一〇枚ぐらいが必要です。この様式は、官報に公告する関係上書式が決まっています（市販しています）。
8. 公示催告の申立を受理した簡易裁判所は、裁判所の掲示板に公示催告を掲示するとともに官報に掲載する手続をとります。
9. 公示催告期間中に、他の者から裁判所に権利の届け出がないと、裁判所は、申立人（公示催告の）の申立により、当該手続・小切手の無効を宣言する除権判決をするとともに、官報に除権判決を掲載します。
10. これで、紛失した手形・小切手は確定的に効力を失い、あなたは、除権判決をもって手形・小切手の権利を行使することができるということになります。
11. この間、約8～10ヵ月の日数を要しますので、あなたは、振出人に対して、その間手形金・小切手金を供託するか、あなたが相当の担保を供することによって、手形・小切手の支払を受けることができます。

## 家族とのふれあいと一杯の漢方薬



株式会社 上野清掃社  
代表取締役 新井 武雄

大家族に囲まれ、誰とでもいろいろな話をして賑やかな毎日を過ごす。時には健康ランドへ行き鋭気を養う。そして、特製の漢方薬を1日にコップ一杯飲み、胃腸を強くすること。この3つを行うことが私の健康法だと思っています。

## よき生活より、よき人生を



株式会社 エバ  
代表取締役 江場 康雄

病気になるための健康法は、ほとんどの病気が口から食物として入っている、ということに自覚すること。また、健全な身体になるという意味の健康法は、人間のいのちは自然の中に生かされている、ということに自覚すること。命も量から質の時代へ。『よき生活より、よき人生』を心がけることが大事だと思います。

## 毎日のテニスで健康管理



岡田建設 株式会社  
代表取締役 岡田 洋

当社はスポーツ・レジャー分野の子会社を持っています。ゴルフ、テニス、スイミング、アスレチック等がありますから、健康管理には恵まれている環境です。そこで、私は週に3～4回テニスをします。かなりハードなスポーツですので、やり過ぎてかえって体を壊さないように注意している今日この頃です。

## 子供といっしょに



有限会社 森田商店  
取締役 五箇 始

子供とのコミュニケーション、が私の健康法といえます。お風呂上がりに毎日、腹筋と腕立て伏せを20回程お互いにやる。些細な事ですすが、子供は結構喜んでいっしょにやってくれます。現在のスマートな体型を40才、50才になっても保っているよう子供に付き合ってもらって、がんばりたいと思っています。

## 七つの健康習慣



大府衛生 株式会社  
代表取締役 相木 邦昭

- 一つ、喫煙をしない。
  - 二つ、過度の飲酒をしない。
  - 三つ、適度な運動を週二回以上行う。
  - 四つ、平均七～八時間の睡眠を摂る。
  - 五つ、体重管理をこまめに行う。
  - 六つ、毎日、朝食を摂る。
  - 七つ、間食をしない。
- この七つを守れば、百歳！百歳！



## 中部圏産業廃棄物対策協議会

平成4年9月11日(金)午後2時から(社)三重県産業廃棄物協会の担当により、中部圏産業廃棄物対策協議会を開催しました。

### 議 事

1. 改正廃掃法の運用について、行政並びに全産廃連等への要望事項

各県協会から、改正法の疑問点、要望について発言があったが、各県行政からの照会に対して厚生省から回答が出ていないので、現時点では要望を取りまとめるのは難しい。従って厚生省からQ&Aを入手後、速やかに四県専務理事会議を開催し、要望事項の有無について検討し、要望事項があれば取りまとめ、それぞれ文書で提出することで全員了承しました。

会議に先立ち、開催県の門井三重県産廃協会長より挨拶があり、続いて清水協議会々長(愛知)から、(社)全産連の理事会報告を含め中央の状況等報告を兼ねて挨拶の後、議事に入りました。

2. 厚生大臣認定各講習会について

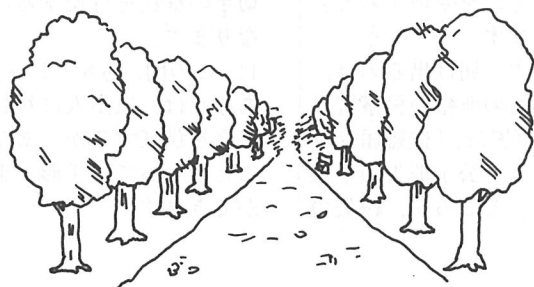
各県協会から、平成4年度追加分の講習会日程が報告されました。その中で更新許可講習会については、各県の行政が受講対象者を把握しているため、日程、会場設定等を行政側に協力して貰えないかという全体意見がありました。

その後、情報交換を行い次回は愛知県で開催することとし、午後5時10分会議を終了しました。

### 出席者

社団法人 岐阜県環境保全協会  
副理事長 清水 道雄外4名  
社団法人 静岡県産業廃棄物協会  
副会長 青島 喜和外1名

社団法人 愛知県産業廃棄物協会  
会長 清水 善一外3名  
社団法人 三重県産業廃棄物協会  
会長 門井 良介外3名



## 理事会報告

### 平成4年度第4回理事会

■日時 平成4年7月29日

■場所 協会事務所会議室

議決(報告)事項

1. 全国事務局担当責任者会議の報告  
改正廃棄物処理法関係法令の概要  
中間処理部会・医療廃棄物部会の設立について
2. 各種委員会報告 各委員長より別記の通り報告
3. 法改正に伴う事業(報告)  
法令講習会 7月22日開催受講者230名  
法令集の作成  
(標準)産廃処理委託契約書の作成については(社)全産連において作成中
4. 厚生大臣認定新規許可講習会の開催計画  
収集運搬課程 平成4年10月28~29日  
厚生大臣認定各講習会の追加開催について協議
5. 新規入会者の承認(議決) 7件
6. 産業廃棄物関係功労者生活衛生局長感謝状の受賞者選考について
7. 施設見学については事務局一任
8. 再資源化貢献企業等表彰事業の実施について

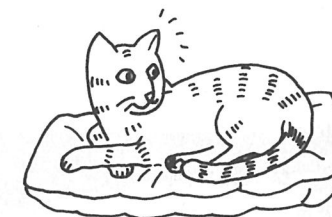
### 第5回理事会

■日時 平成4年9月25日

■場所 協会事務所会議室

議決(報告)事項

1. 平成4年度後期事業計画について
2. 厚生大臣認定講習会(追加分)の開催計画について
3. 各委員会報告  
広報編集委員会(8月7日)  
企画委員会(9月9日)  
福利厚生委員会(9月22日)
4. 新規入会者の承認について



## 委員会報告

### 広報編集委員会

#### 平成4年度第3回委員会

■開催日時 平成4年7月2日

■開催場所 協会事務所会議室

協議(報告)事項

1. 「産廃あいち」第4号の編集校正について

#### 第4回委員会

■開催日時 平成4年8月7日

■開催場所 協会事務所会議室

協議(報告)事項

1. 「産廃あいち」第5号の企画編集について  
収集運搬業者座談会開催の件  
会社訪問記掲載企業の選定
2. 協会ビデオ作成について協議 なお今後検討

#### 第5回委員会

■開催日時 平成4年9月29日

■開催場所 協会事務所会議室

協議(報告)事項

1. 「産廃あいち」第5号の編集校正について
2. 廃棄物関連記事切り抜きダイジェスト版の隔月発刊化について協議

### 福利厚生委員会

#### 平成4年度第2回委員会

■開催日時 平成4年7月10日

■開催場所 協会事務所会議室



## 協議（報告）事項

1. ボーリング大会実施計画  
10月2日に決定
2. 健康診断の促進について
3. その他

中部産業廃棄物厚生年金基金の募集

## 第3回委員会

■開催日時 平成4年9月22日

■開催場所 協会事務所会議室

## 協議（報告）事項

1. ボーリング大会実施について  
賞品・ルール等具体的実施要領の決定

## 研修指導委員会

## 平成4年度第2回委員会

■開催日時 平成4年7月16日

■開催場所 協会事務所会議室

## 協議（報告）事項

1. 法令講習会の開催について  
参加者 259名
2. 施設見学会について  
11月上旬に予定

3. 今後の研修会実施予定  
労働安全（災害防止）研修会  
経営者研修会
4. その他

## 企画委員会

## 平成4年度第2回委員会

■開催日時 平成4年9月9日

■開催場所 協会事務所会議室

## 協議（報告）事項

1. 平成4年度後期事業予定
2. 平成4年8月末現在収支執行状況及び今後の支出見込について
3. 会員の入会の状況
4. 愛知県廃棄物対策議員懇話会への要望について

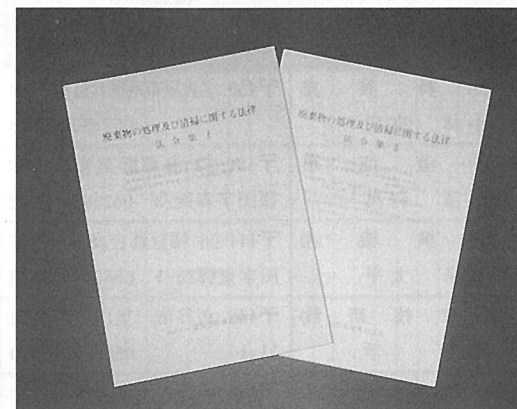
## 廃棄物の処理及び清掃に関する

法律の法令集が、できました。

7月4日に施行された改正廃棄物処理法の法令集（2冊1組）を、制作いたしました。今後の事業活動のお役に立てるよう、法律、政令、省令から様式等を掲載し、できる限りわかりやすく編集してあります。

●ご希望の方は電話でもFAXでもけっこうです。  
お気軽にご連絡ください。

価格：1500円（2冊1組、送料含）



## お詫びと訂正

「産廃あいち」Vol.3のP43、事務局だより「新規正会員の欄」において誤りがありましたので、ここに謹んでお詫びと訂正をいたします。

| 名 称      | 所 在 地              | 許 可 区 分 | 営業の種別 | 取り扱う産業廃棄物の種類 |     |         |      |           |     |     |      |       |        |       |        |       |         |        |       |        | 許可年月日   |
|----------|--------------------|---------|-------|--------------|-----|---------|------|-----------|-----|-----|------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|--------|-------|--------|---------|
|          |                    |         |       | 1、燃えが        | 2、汚 | 3、廃アルカリ | 4、廃酸 | 5、廃プラスチック | 6、紙 | 7、木 | 8、繊維 | 9、動物性 | 10、植物性 | 11、金属 | 12、ガラス | 13、陶器 | 14、建築材料 | 15、家庭用 | 16、畜産 | 17、その他 |         |
| カネ光興業(株) | 〒457 名古屋市南区城下町3-15 | 県       | ○     |              | ○   | ○       | ○    |           |     |     |      |       |        |       |        |       |         |        |       |        | H2.5.28 |
| 金田坂太郎    | 052-822-0523       | 市       | ○     |              | ○   | ○       | ○    |           |     |     |      |       |        |       |        |       |         |        |       |        | H2.4.28 |
| 伊藤建材     | 〒496 津島市白浜町宮組15    | 県       | ○     |              |     |         |      | ○         |     |     |      |       |        | ○     | ○      |       | ○       |        |       |        | H2.2.3  |
| 伊藤一夫     | 0567-31-3245       | 市       | ○     |              |     |         |      | ○         |     |     |      |       |        | ○     | ○      |       | ○       |        |       |        | H2.2.27 |

ADVERTISING  
PLANNING  
COMMUNICATION

Topic

デザイン、企画、制作、印刷……コミュニケーション  
をトータルにお手伝いします。

有限会社トピック

名古屋市中区大須4-3-40 〒460

ARK ZONE 3A

TEL (052)263-9613(代)

FAX (052)263-9614

- パンフレット、チラシ、カタログ等の企画から制作。
- ロゴ・マーク、CI等の企画、デザイン、コーディネート。
- PR誌、社内報、小冊子等の企画から制作。
- イベントの企画立案、セールスプロモーションの企画立案、実施。

## 環境計量実務便覧

環境汚染物質の計量証明に必備の一冊！  
通商産業省機械情報産業局計量行政室 監修  
社団法人日本環境測定分析協会 編集  
★A5判 加除式・全1巻・定価10,000円(税別)

## 環境保全法令質疑応答集

環境公害を種類別に解説したハンドブック！  
環境庁内環境保全関係法令研究会 編著  
★A5判 加除式・全1巻・定価12,000円(税別)

## 環境公害基準便覧

排出基準・規制措置等関連事項を網羅！  
環境庁企画調整局・大気保全局・水質保全局 監修  
★A5判 加除式・全2巻・定価16,000円(税別)

厚生省生活衛生局水道環境部 編集  
★A5判 加除式・全3巻・定価20,000円(税別)  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に  
基づく関係諸法令、技術基準、資料等を事  
項別に分類編集した使いやすい実務便覧。  
特に基本法は逐条解説を施し、処理上の問  
題点をわかりやすい問答形式で解説した。

廃棄物処理  
実務便覧

廃棄物の適正な処理に関する  
法令・基準・資料を網羅！



第一法規

〒107 東京都港区南青山2-11-17  
☎(03)3404-2251/FAX(03)3404-2269



## ■新規正会員

| 名 称<br>氏 名               | 所 在 地<br>電 話 番 号                               | 許<br>可<br>区<br>分 | 営業の<br>種 別 | 取り扱う産業廃棄物の種類                              |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        |                        |                        |                        |                        |                        |                             |                        | 許可年月日                 |
|--------------------------|------------------------------------------------|------------------|------------|-------------------------------------------|----------------------------|-------------|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------|
|                          |                                                |                  |            | 1<br>可<br>燃<br>性<br>固<br>体<br>廃<br>棄<br>物 | 2<br>燃<br>焼<br>灰<br>燄<br>等 | 3<br>汚<br>泥 | 4<br>汚<br>水<br>汚<br>泥 | 5<br>溶<br>融<br>ス<br>ラ<br>ク<br>等 | 6<br>溶<br>融<br>ア<br>ル<br>ミ<br>ナ<br>ム<br>等 | 7<br>紙<br>く<br>ず | 8<br>木<br>く<br>ず | 9<br>織<br>物<br>く<br>ず | 10<br>動<br>機<br>油<br>等 | 11<br>金<br>属<br>く<br>ず | 12<br>金<br>属<br>く<br>ず | 13<br>ガ<br>ス<br>く<br>ず | 14<br>酸<br>性<br>液<br>体 | 15<br>建<br>設<br>廃<br>材 | 16<br>家<br>畜<br>ふ<br>ん<br>尿 | 17<br>家<br>畜<br>死<br>体 |                       |
| (有) 小 林 興 業<br>小林 寛司     | 〒455 名古屋市港区八百島1-404<br>052-303-5628            | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           | ○<br>○           | ○<br>○           | ○<br>○                | ○<br>○                 | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                             |                        | H 4.6.25<br>H 4.7.2   |
| (有) 石 濱 商 事<br>石 濱 利 昌   | 〒490-12 海部郡美和町大字<br>篠田字森後73 052-441-6652       | 県                | ○          |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           | ○                |                  |                       |                        | ○                      | ○                      | ○                      |                        |                        |                             |                        | H 4.5.16              |
| 太 平 興 業 (株)<br>兼 子 太 平   | 〒444-06 幡豆郡吉良町大字吉<br>田字東郷35-1 0563-32-2515     | 県                | ○          |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        |                        |                        | ○                      |                        |                        |                             |                        | H 3.10.14             |
| サ ン ワ 技 研 (株)<br>柳 学     | 〒448 刈谷市一里山町西石根<br>11-1 0566-36-3010           | 県<br>市           | ○<br>○     | ○<br>○                                    | ○<br>○                     | ○<br>○      | ○<br>○                | ○<br>○                          |                                           |                  |                  |                       |                        |                        |                        |                        |                        |                        | ○                           |                        | H 3.10.2<br>H 1.8.31  |
| (株)東海メディカルサービス<br>飯田 道夫  | 〒485 小牧市大字舟津95-1<br>0568-75-8817               | 県                | ○<br>○     |                                           | ○                          |             |                       | ○                               |                                           |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                        |                             |                        | H 4.6.29              |
| M.T ミズ サ キ<br>水崎 辰彦      | 〒482 岩倉市下本町丸の内134 マン<br>フロレス107号 0587-66-4115  | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           | ○<br>○                     | ○<br>○      | ○<br>○                |                                 |                                           |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                             |                        | H 4.3.10<br>H 3.9.2   |
| 中 京 貴 金 属<br>中根 甫        | 〒489 瀬戸市西松山町4-1<br>0561-84-8607                | 県                | ○          |                                           | ○                          |             | ○                     |                                 |                                           |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                        |                             |                        | H 2.5.28              |
| ナ ル セ 公 研 (株)<br>成瀬 龍雄   | 〒470-02 西加茂郡三好町大字三<br>好字笠松24-1 05613-4-0611    | 県<br>市           | ○<br>○     | ○<br>○                                    | ○<br>○                     | ○<br>○      | ○<br>○                | ○<br>○                          |                                           |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        | ○                           |                        | H 1.7.20<br>H 1.7.28  |
| 三河アスコン協同組合<br>中根 鉦一      | 〒444-05 幡豆郡吉良町大字瀬<br>戸字寄名山25 0563-35-0360      | 県                | ○          |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        |                        |                        | ○                      |                        |                        |                             |                        | H 1.1.24              |
| (有) エ ビ ナ 興 業<br>蛸名 利和   | 〒479 常滑市久米字東郷5-1<br>0569-42-4659               | 県                | ○          |                                           |                            |             |                       | ○                               | ○                                         |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                             |                        | H 1.3.31              |
| (株) ア イ ユ ー<br>所 建 拓     | 〒509-03 岐阜県加茂郡川辺町<br>中野8-101 0574-53-5671      | 県                | ○          |                                           | ○                          |             | ○                     |                                 |                                           |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                        |                             |                        | H 2.5.17              |
| 寺 沢 建 設 (株)<br>寺 沢 達 夫   | 〒470-24 知多郡美浜町北方2-5<br>0569-82-1325            | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                             |                        | H 4.5.11<br>H 4.3.26  |
| エ イ ワ 運 輸 (有)<br>森 林 正 也 | 〒498 海部郡弥富町大字稲元<br>字泉田33 0567-68-3194          | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        |                        |                        | ○<br>○                 |                        |                        |                             |                        | H 3.8.28<br>H 3.9.2   |
| (株) 山 石 工 務 店<br>岩 竹 親 司 | 〒475 半田市有脇町8-73<br>0569-29-3369                | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                             |                        | H 4.7.2<br>H 4.7.2    |
| 広久コンクリート工業(株)<br>各 務 久 男 | 〒459 名古屋市緑区大高町字<br>西正地45 052-623-5011          | 市                | ○<br>○     |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        |                        |                        | ○                      |                        |                        |                             |                        | H 4.1.27              |
| 市 江 運 送 (有)<br>服 部 芳 和   | 〒496 海部郡佐屋町大字西條<br>字西善太143 0567-28-2166        | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           |                            |             |                       |                                 |                                           |                  |                  |                       |                        |                        |                        | ○<br>○                 |                        |                        |                             |                        | H 4.1.10<br>H 3.12.24 |
| マ ン テ ッ 産 業<br>阪 井 紀 男   | 〒465 名古屋市名東区平和ヶ丘2-140<br>ヴィラ奥田3-A 052-775-3346 | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           | ○                          | ○<br>○      | ○<br>○                |                                 |                                           |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        |                        |                        |                        |                             |                        | H 3.3.12<br>H 2.6.28  |
| (有) 島 田 商 店<br>島 田 輝 宏   | 〒461 名古屋市東区代官町33-9<br>052-932-4185             | 県<br>市           | ○<br>○     |                                           |                            |             |                       | ○<br>○                          | ○<br>○                                    |                  |                  |                       | ○<br>○                 | ○<br>○                 |                        | ○<br>○                 |                        |                        |                             |                        | H 3.9.9<br>H 3.9.27   |

## ■新規正会員

| 名 称<br>氏 名                   | 所 在 地<br>電 話 番 号                           | 許<br>可<br>区<br>分 | 業<br>務<br>種<br>別 | 取り扱う産業廃棄物の種類 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 許可年月日                 |
|------------------------------|--------------------------------------------|------------------|------------------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----------------------|
|                              |                                            |                  |                  | 1            | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |                       |
| (株)東海下水道サービス<br>西谷 圭司        | 〒452 名古屋市西区城西町65<br>052-504-4131           | 県<br>市           | ○<br>○           |              | ○ |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | H 3.10.22<br>H 3.12.2 |
| 東 山 物 流 (株)<br>青 木 均         | 〒476 東海市南柴田町口ノ割95-10<br>052-601-2255       | 県<br>市           | ○<br>○           |              | ○ | ○ |   | ○ |   |   |   |   |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    | H 4.6.18<br>H 4.4.28  |
| (株)エイアンドエイ<br>安 藤 正 人        | 〒480-11 愛知郡長久手町大字長<br>湫字下作田23 0561-62-7227 | 県<br>市           | ○<br>○           |              |   |   |   | ○ | ○ |   |   |   |    | ○  | ○  |    | ○  | ○  |    |    |    |    | H 3.8.7<br>H 3.6.28   |
| (株)大 原 工 務 店<br>大 原 健 次      | 〒445 西尾市善明町中根原11-35<br>0563-52-1441        | 県                | ○                | ○            |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    | H 4.6.23              |
| 加 藤 組<br>加 藤 孝 一             | 〒441-34 渥美郡田原町大字仁<br>崎字浜辺4 05312-5-0374    | 県                | ○                | ○            |   |   |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    | H 3.2.28              |
| (有) 大 翔 興 業<br>米 倉 洋 隆       | 〒457 名古屋市南区三条2-15-24<br>052-692-9037       | 県<br>市           | ○<br>○           |              | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | H 4.3.6<br>H 4.2.27   |
| (有) 伊 藤 光 興 業<br>伊 藤 良 光     | 〒455 名古屋市港区神宮寺1-408<br>052-383-7201        | 県<br>市           | ○<br>○           |              |   |   |   |   |   |   | ○ |   |    | ○  |    |    |    | ○  |    |    |    |    | H 2.5.30<br>H 2.2.27  |
| (株)進和ライフサービス<br>犬 東 敏 彦      | 〒452 名古屋市西区上小田井<br>2-32 052-503-0380       | 県<br>市           | ○<br>○           |              |   |   |   |   | ○ | ○ |   |   |    | ○  | ○  |    | ○  | ○  |    |    |    |    | H 4.7.1<br>H 4.7.2    |
| (株) 成 建<br>成 田 明             | 〒454 名古屋市中川区中郷4-36<br>052-351-7785         | 県<br>市           | ○<br>○           |              |   |   |   |   | ○ | ○ |   |   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |    |    |    | H 4.6.29<br>H 4.7.2   |
| サ ン ワ ケ ミ カ ル (株)<br>鳥 居 敏 夫 | 〒496 海部郡佐織町大字五軒<br>屋東24 0567-28-3663       | 県                | ○                |              | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | H 4.2.26              |
| (株) 豊 福 組 運 輸<br>恒 川 昭 三     | 〒454 名古屋市中川区十番町1-307<br>052-361-2350       | 県                | ○                |              | ○ |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    | ○  |    | ○  |    |    |    | H 1.3.9               |
| (株) 創 建<br>奥 谷 勝 利           | 〒455 名古屋市港区高木町3-34<br>052-383-7495         | 県<br>市           | ○<br>○           |              |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    | H 4.1.17<br>H 3.12.24 |
| (株) 大 草 建 設<br>大 澤 正 美       | 〒485 小牧市大字大草3690-5<br>0568-79-5260         | 県                | ○                | ○            |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |   | ○ | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |    |    |    |    | H 4.6.17              |

## ■賛助会員

| 名 称         | 氏 名     | 〒   | 所 在 地           | 電 話 番 号      |
|-------------|---------|-----|-----------------|--------------|
| (株) エ ジ ソ ン | 柘 植 信 彦 | 460 | 名古屋市中区正木4-10-15 | 052-681-7666 |





# 産廃あいち マーク趣旨

協会の環境保全に対する想いを、花をモチーフにイメージ化しています。左右に広がる2本の曲線は、市民や行政との良き連帯、さらなる発展を意味しています。  
シンボルカラーに、視覚的にソフトで、一般にも受け入れられやすい配色のピンクと緑を採用しました。

## 編集後記

機関誌を発刊して2年目を迎えました。編集委員一同、全く解らぬままに編集してまいりましたが、どうやら会員のみなさまに読んで頂けるような冊子になったものと自画自賛いたしております。法令改正も一段落しましたが、特集記事にみられるように、法令に対する不安感、期待感がうず巻いております。協会としても、これら山積する問題に取り組まなければなりません。

今後とも、なお一層のご鞭撻を願ってやみません。

## 広告掲載のお願い

「産廃あいち」の広告掲載を募集しています。貴社のPRや営業案内など、広告面をタイムリーに活用してお役立ていただければ幸いです。広告掲載の問い合わせは協会事務局までご連絡ください。

## あなたの情報版

### ●協会員みなさんの情報、エピソードをおよせください。

産廃あいちでは、毎号「あなたの情報版」ページを企画し、会員相互の情報ボードとしてご利用いただけるよう楽しいページをつくりたいと思いますので、どしどし原稿をおよせください。

## 広告掲載社名

株式会社シミズ、江州産商株式会社、  
近藤設備設計株式会社、佐川印刷株式会社、  
ロイヤルホテル弁天閣、原機械設計事務所、  
愛知日野自動車株式会社、明治生命保険相互会社、  
有限会社大森、株式会社ミツフジ、  
有限会社名古屋清掃、宮川興業株式会社、  
近藤産興株式会社

## 編集委員

|      |       |          |       |
|------|-------|----------|-------|
| 委員長  | 宇津野清彦 | 宇津野興業(株) | 代表取締役 |
| 副委員長 | 所 仁司  | (株)アイギ   | 取締役   |
| 委員   | 豊田 能史 | 成和环境(株)  | 取締役   |
|      | 近藤 成章 | 近藤産興(株)  | 代表取締役 |
|      | 森田喜八郎 | (有)森田商店  | 代表取締役 |
|      | 山本 金一 | (株)山本建材  | 代表取締役 |
|      | 大矢 佳正 | 大矢建設(株)  | 代表取締役 |

## 産廃あいち Vol.5

平成4年10月27日発行

編集 『産廃あいち』広報委員会  
発刊 (社)愛知県産業廃棄物協会  
〒460

名古屋市中区金山二丁目10番

9号(名古屋阪神ビル)5F

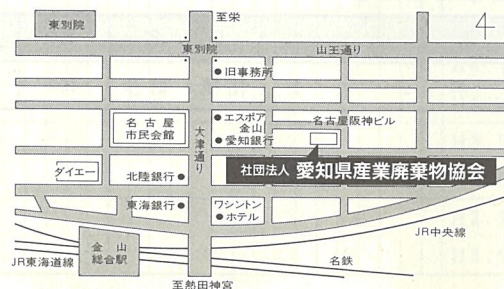
TEL (052) 332-0346

FAX (052) 322-0136

発行人 清水善一

事務局 有賀良夫

編集協力・制作 有限会社トピック



# 収集運搬から 最終処分場まで 一貫したシステムを完備



許可番号 58令環整第2-17号



## 宮川興業株式会社

〒446 愛知県安城市里町高根4-85

電話<0566>97-8890(代)

ファクス<0566>98-3513

豊橋支店

〒441-32 豊橋市西赤沢町字東浦14番4

電話<0532>23-1716



# 廃棄物処理設備(焼却炉・ボイラー)、重機、車輛、容器など、ニーズに合わせたリースをします。

産業廃棄物は年々、その種類、量とも増加の一途をたどり  
迅速で確実な対応が環境保全、円滑な企業活動を支える上で重要です。  
当社の廃棄物処理設備リースシステムは、  
焼却炉、ボイラー、ショベル、フォークリフト、タンクなど廃棄物処理に伴う  
さまざまなご用途に合った商品をリースで設備強化。  
合理的な経営戦略をバックアップいたします。

## リース(長期支払)で設備強化 事業拡張がらくらく

廃棄物処理設備の長期リースのお問い合わせは

近藤産興株式会社  
名古屋市南区浜田町1-10

**企画開発室**  
**☎(052)614-2511**  
FAX (052)611-5826

リース部門

建設全般の機材・機械・機器のリース・レンタル部門  
TEL (052)614-0808 FAX (052)614-1353

イベント部門

豊富な商品力・企画力・機動力でイベントを演出  
及び商品レンタル部門  
TEL (052)611-5561 FAX (052)611-5502

産業廃棄物部門

廃棄物処理及び環境保全に活動する部門  
TEL (05675)5-2847 FAX (05675)5-0506

工事部門

塗装・防水・建築営繕・区画線設置  
機械整備・製作のテクニカル部門  
TEL (052)614-2511 FAX (052)611-5826